

下田市新型インフルエンザ等対策行動計画

令和２年４月

下 田 市

第1章 総論	1
第1節 作成の趣旨、計画の位置づけ、構成等	1
第1 作成の趣旨及び計画の位置づけ	1
1 作成の趣旨	1
2 これまでの市行動計画作成の経過	2
3 市行動計画の位置づけ	2
第2 市行動計画の構成	2
第3 市行動計画の対象とする感染症	3
第4 市行動計画の見直し	4
第2節 新型インフルエンザ等対策に関する基本方針	4
第1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	4
第2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	5
第3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	7
第4 流行規模及び被害想定等	8
1 新型インフルエンザ等発生時の被害想定	8
2 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響	9
第5 対策推進のための役割分担	10
1 国の役割	10
2 本市の役割	10
3 市民の役割	10
4 県行動計画に示されている役割分担	11
第6 市行動計画の主要7項目	13
1 実施体制	13
2 サーベイランス・情報収集	14
3 情報提供・共有	14
4 まん延防止	16
5 予防接種	17
6 医療等	20
7 市民生活・地域経済の安定の確保	20
第7 発生段階	21
＜発生段階とその状態＞	22
＜国及び地域（都道府県）における発生段階＞	23
＜新型インフルエンザ等対策の流れ＞	24
第2章 各段階における対策	25
第1節 未発生期	25
第1 想定状況等	25

第2	実施体制	25
1	県が行うこと	25
2	市が行うこと	26
第3	サーベイランス・情報収集	26
1	県が行うこと	26
2	市が行うこと	27
第4	情報提供・共有	27
1	県が行うこと	27
2	市が行うこと	28
第5	まん延防止	28
1	県が行うこと	28
2	市が行うこと	29
3	学校・事業者が行うこと	29
第6	予防接種	29
1	県が行うこと	29
2	市が行うこと	30
第7	医療等	31
1	県が行うこと	31
2	市が行うこと	32
3	医療機関が行うこと	33
第8	市民生活・地域経済の安定の確保	33
1	県が行うこと	33
2	市が行うこと	34
第2節	海外発生期	37
第1	想定状況等	37
第2	実施体制	37
1	県が行うこと	37
2	市が行うこと	37
第3	サーベイランス・情報収集	38
1	県が行うこと	38
2	市が行うこと	38
3	医療機関が行うこと	38
第4	情報提供・共有	38
1	県が行うこと	38
2	市が行うこと	39
第5	まん延防止	40

1	県が行うこと	40
2	市が行うこと	40
第6	予防接種	40
1	県が行うこと	40
2	市が行うこと	41
第7	医療等	41
1	県が行うこと	41
2	医療機関が行うこと	42
第8	市民生活・地域経済の安定の確保	43
1	県が行うこと	43
2	市が行うこと	43
3	指定（地方）公共機関が行うこと	43
4	登録事業者が行うこと	43
5	一般の事業者が行うこと	43
第3節	国内発生早期	44
第1	想定状況等	44
第2	実施体制	44
1	県が行うこと	44
2	市が行うこと	45
第3	サーベイランス・情報収集	45
1	県が行うこと	45
2	市が行うこと	46
3	医療機関が行うこと	46
第4	情報提供・共有	46
1	県が行うこと	46
2	市が行うこと	46
第5	まん延防止	47
1	県が行うこと	47
2	市が行うこと	49
第6	予防接種	49
1	県が行うこと	49
2	市が行うこと	49
	《参考》住民接種の実施の留意点	51
第7	医療等	52
1	県が行うこと	52
2	医療機関が行うこと	52

3	指定（地方）公共機関が行うこと	53
第8	市民生活・地域経済の安定の確保	53
1	県が行うこと	53
2	市が行うこと	54
3	指定（地方）公共機関が行うこと	55
4	登録事業者が行うこと	56
5	一般の事業者が行うこと	57
第4節	国内感染期	58
第1	想定状況等	58
第2	実施体制	59
1	県が行うこと	59
2	市が行うこと	59
第3	サーベイランス・情報収集	59
1	県が行うこと	59
2	市が行うこと	60
3	医療機関が行うこと	60
第4	情報提供・共有	60
1	県が行うこと	60
2	市が行うこと	61
第5	まん延防止	62
1	県が行うこと	62
2	市が行うこと	63
第6	予防接種	64
1	県が行うこと	64
2	市が行うこと	64
3	登録事業者が行うこと	65
第7	医療等	65
1	県が行うこと	65
2	市が行うこと	66
3	医療機関が行うこと	66
4	指定（地方）公共機関が行うこと	67
第8	市民生活・地域経済の安定の確保	67
1	県が行うこと	67
2	市が行うこと	68
3	指定（地方）公共機関が行うこと	71
4	登録事業者が行うこと	72

5	一般の事業者が行うこと	72
6	県民が行うこと	72
第5節	小康期	73
第1	想定状況等	73
第2	実施体制	73
1	県が行うこと	73
2	市が行うこと	73
第3	サーベイランス・情報収集	74
1	県が行うこと	74
2	市が行うこと	74
第4	情報提供・共有	74
1	県が行うこと	74
2	市が行うこと	74
第5	予防接種	75
1	県が行うこと	75
2	市が行うこと	75
第6	医療等	75
1	県が行うこと	75
2	市が行うこと	76
3	医療機関が行うこと	76
4	指定（地方）公共機関が行うこと	76
第7	市民生活・地域経済の安定の確保	76
1	県が行うこと	76
2	市が行うこと	76
3	指定（地方）公共機関が行うこと	77
4	登録事業者が行うこと	77
5	一般の事業者が行うこと	77
6	市民が行うこと	78
国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策		79
第1	実施体制	79
第2	サーベイランス・情報収集	79
第3	情報提供・共有	79
第4	予防・まん延防止	79
第5	医療	80

第1章 総論

第1節 作成の趣旨、計画の位置づけ、構成等

第1 作成の趣旨及び計画の位置づけ

1 作成の趣旨

新型インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症をいう。以下、同じ。）について、ほとんどの人が免疫を獲得していないため、大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響が懸念されている。また、感染力の強い未知の感染症の新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、市の危機管理として対応する必要がある。

そこで、平成25年4月13日、新型インフルエンザや新感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業所等の責務等を定めた、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）が施行された。

また、新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供や感染拡大防止対策等が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に規定されている。

そこで、新型インフルエンザ等の発生に備え、本市全体の態勢を整備するため、下田市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）を定める。

責務の内容	国、県及び指定（地方）公共機関 ¹ と相互に連携協力し、自らその区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、市内において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。
根拠	・ 特措法その他の法令 ・ 新型インフルエンザ等対策政府行動計画²（以下「政府行動計画」という。） ・ 新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針（以下「基本的対処方針³」という。） ・ 新型インフルエンザ等対策ガイドライン ・ 静岡県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）

¹ 特措法第2条第7号

² 特措法第6条

³ 特措法第18条第1項

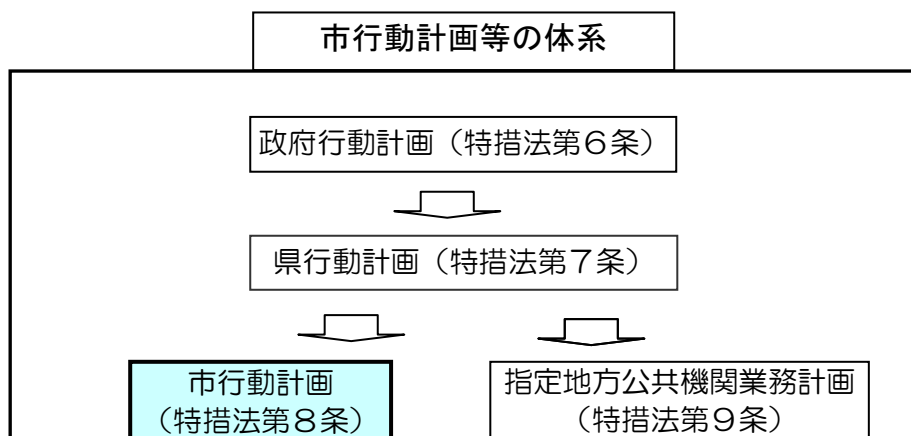
2 これまでの市行動計画作成の経過

国では、平成 17 年に新型インフルエンザ対策行動計画を作成して以来、数次の改定を行ってきた。

本市においても平成 21 年 10 月に下田市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定した。

3 市行動計画の位置づけ

特措法第 8 条の規定に基づき、下田市における新型インフルエンザ等の対策に関する基本的な方針及び市が実施する措置等を示すもので、政府行動計画及び県行動計画に基づき市町村行動計画に位置付けられるものである病原性の高い新型インフルエンザだけでなく、様々な状況で対応できるよう対策の選択肢を示す。



第2 市行動計画の構成

新型インフルエンザ等対策は、発生等の状況に応じてとるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

市行動計画は総論と各段階における対策の2章構成とし、第2章は、5つの発生段階に分類して記載する。

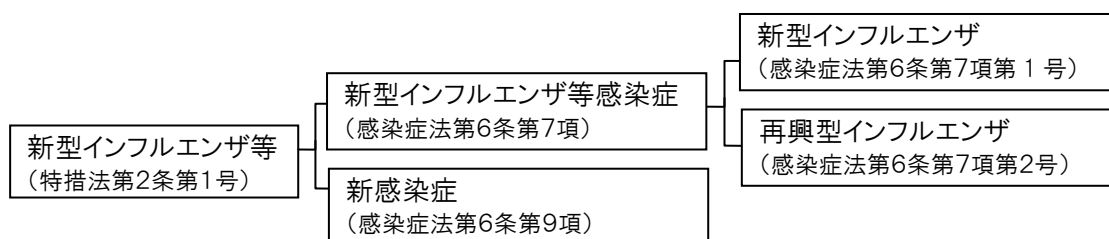
なお、各発生段階は、想定状況とともに、後述する主要項目ごとに記載する。

〔構成〕	〔主要項目〕
第1章 総論	① 実施体制
第2章 各段階における対策	② サーベイランス・情報収集
第1節 未発生期	③ 情報提供・共有
第2節 海外発生期	④ まん延防止
第3節 国内発生早期	⑤ 予防接種
第4節 国内感染期	⑥ 医療等
第5節 小康期	⑦ 市民生活・地域経済の安定の確保

第3 市行動計画の対象とする感染症

市行動計画の対象とする感染症は、以下のとおりである。

- 新型インフルエンザ⁴
- 感染症法第6条第9項に規定する新感染症⁵で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの
- なお、鳥インフルエンザ（鳥から人に感染したもの）は、特措法の対象ではないが、関連する事案として、国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対応について、本計画の参考として「国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策」で示す。



第4 市行動計画の見直し

市行動計画については、政府行動計画及び県行動計画に基づき作成するものとし、以下のとおり必要に応じて見直しを行う。

- 新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見や、新型インフルエンザ等対策の検証等を通じて見直しを行う。
- また、政府行動計画及び県行動計画の見直しがあった場合には適時適切に見直しを行う。

4 新型インフルエンザ（感染症法第6条第7項第1号）：新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。

再興型インフルエンザ（感染症法第6条第7項第2号）：かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。

5 新感染症（感染症法第6条第9項）：人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。

第2節 新型インフルエンザ等対策に関する基本方針

第1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが罹患するものだが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を本市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として国及び県と連携して対策を講じていく。

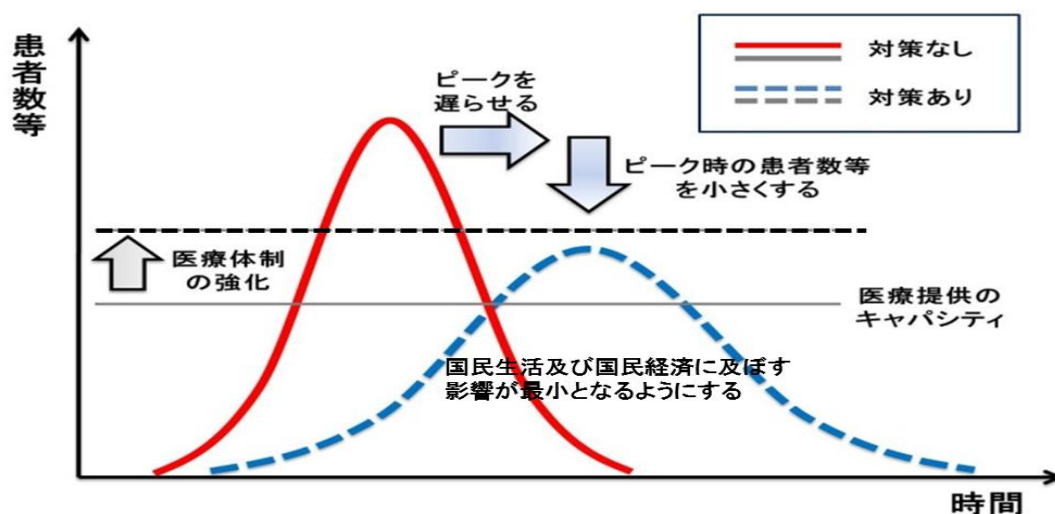
感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティ（許容量）を超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

市民の生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・地域での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

〔対策効果の概念図（政府行動計画抜粋）〕



第2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

政府行動計画において、新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方を次のとおり示しており、市の対策は、この考え方に基づいて行うものとする。

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。本政府行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

そこで、我が国においては、科学的知見及び各国の対策も視野に入れながら、我が国の地理的な条件、大都市への人口集中、交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立する。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが国民生活及び国民経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策を選択し決定する。

○ 発生前の段階では、水際対策⁶の実施体制の構築、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄や地域における医療体制の整備、ワクチンの研究・開発と供給体制の整備、国民に対する啓発や政府・企業による事業継続計画等の策定など、発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。

○ 世界で新型インフルエンザ等が発生した段階では、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。

新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であるということを前提として対策を策定することが必要である。海外で発生している段階で、国内の万全の体制を構築するためには、我が国が島国であるとの特性を生かし、検疫の強化等により、病原体の国内侵入の時期をできる限り遅らせることが重要である。

○ 国内の発生当初の段階では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予

⁶ 水際対策は、あくまでも国内発生をできるだけ遅らせる効果を期待して行われるものであり、ウイルスの侵入を完全に防ぐための対策ではない。

防疫との検討、病原性に応じては、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。

- なお、国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。
- 国内で感染が拡大した段階では、国、地方公共団体、事業者等は相互に連携して、医療の確保や国民生活・国民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、いろいろな事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。
- 事態によっては、地域の実情等に応じて、都道府県や各省等が新型インフルエンザ等対策本部⁷（以下「政府対策本部」という。）と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮・工夫を行う。

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを国民に呼びかけることも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、都道府県、市町、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や国民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うこ

⁷ 特措法第15条

とが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高い SARS⁸のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

第3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

国、県、県内各市町、指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等発生に備え、また発生したときに、特措法その他の法令、政府行動計画及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

① 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、検疫のための停留施設の使用⁹、医療関係者への医療等の実施の要請等¹⁰、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請等¹¹、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用¹²、緊急物資の運送等¹³、特定物資の売渡しの要請¹⁴等の実施に当たって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限¹⁵のものとする。

実施に当たっては、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

② 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態¹⁶の措置（以下「緊急事態措置」という。）を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

⁸ 平成 15 年 4 月 3 日、SARS（重症急性呼吸器症候群）は感染症法上の新感染症として位置づけられた。同年 7 月 14 日、世界的な研究が進んだことにより、病原体や感染経路、必要となる措置が特定されてきたため、指定感染症として位置づけ。同年 10 月 10 日、SARS の一連の状況を契機とした感染症対策の見直しに関する感染症法及び検疫法の一部を改正する法律案が成立し、同法において、感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が極めて高いなどの理由から、一類感染症として位置づけられた。なお、現在は二類感染症として位置づけられている。

⁹ 特措法第 29 条

¹⁰ 特措法第 31 条

¹¹ 特措法第 45 条

¹² 特措法第 49 条

¹³ 特措法第 54 条

¹⁴ 特措法第 55 条

¹⁵ 特措法第 5 条

¹⁶ 特措法第 32 条

③ 関係機関相互の連携協力の確保

府県対策本部、静岡県新型インフルエンザ等対策本部¹⁷（以下「県対策本部」という。）、下田市新型インフルエンザ等対策本部¹⁸（以下「市対策本部」という。）は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

対策本部相互間において総合調整を行うよう要請があった場合には、その要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行う。

④ 記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

第4 流行規模及び被害想定等

1 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳（せき）といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測される¹⁹など、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右されるものであって、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。政府行動計画では、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考にした想定を基に、患者数等の流行規模に関する数値を示しており、静岡県では次のとおり推計しているが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。

なお、被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、政府行動計画において、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うとされている。

《想定》

- ・全人口の25%が新型インフルエンザに罹患
- ・過去に世界で大流行したインフルエンザにより、中等度を致死率0.53%（アジアインフルエンザ等のデータ）、重度を致死率2.0%（スペインインフルエンザのデータ）と想定
- ・入院患者数、死亡者数、1日当たりの最大入院患者数は、医療機関受診患者数の推計の上限値を基として推計

¹⁷ 特措法第23条

¹⁸ 特措法第34条

¹⁹ WHO “Pandemic Influenza Preparedness and Response” 2009年（平成21年）WHO ガイダンス文書

- ・1日当たりの最大入院患者数は、流行が各地域で約8週間続くという仮定の下での入院患者の発生分布を試算した結果

新型インフルエンザ患者数の推計

	全国		静岡県	
医療機関受診患者数	約 1,300万人～約 2,500万人 ²⁰		約 38万2千人～約 73万5千人	
	中等度	重度	中等度	重度
入院患者数	約 53 万人	約 200 万人	約 1 万6千人	約 5万9千人
死者数	約 17 万人	約 64 万人	約 5千人	約 1 万9千人
1 日当たりの最大入院患者数 ²¹	約 10 万 1 千人	約 39 万 9 千人	約 3 千人	約 1 万 2 千人

※静岡県の推計は、平成 22 年国勢調査から試算

- ・この推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していない。
- ・これらの場合における、下田市の入院患者数及び死者数を推計したところ下表のとおりである。

	下田市における入院患者数等の推計 (人口 24,000 人として推計)	
医療機関受診患者数	推計数値 2,436 人～4,685 人	
	中等度	重度
入 院 患 者 数	99 人	375 人
死 者 数	32 人	120 人
1 日当たりの最大入院患者数	19 人	75 人

なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があり、併せて特措法の対象とされたところである。そのため、新型インフルエンザ等感染症の発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染も念頭に置く必要がある。

2 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、一つの例として以下のような影響が想定される。

²⁰ 米国疾病予防センターの推計モデルによる推計

²¹ 流行発生から 5 週目と推計される

- ・市民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ・ピーク時（約2週間²²）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度²³と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

第5 対策推進のための役割分担

国、県、市町、医療機関、指定（地方）公共機関、登録事業者、一般の事業者及び市民は、発生前の準備及び発生時に、おおむね以下に掲げる新型インフルエンザ等対策を実施する。

1 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進やWHOその他の国際機関等との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

そのうえで、国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

2 本市の役割

本市は、住民に最も近い基礎自治体であり、市民、事業者への正確かつ迅速な情報提供、市民に対するワクチンの接種や新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援に関し、国が示す基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。

特に、本市の地域特性を勘案し、外国人、観光客、港湾関係者等へのきめ細やかな情報提供や、的確な要援護者対策及び風評被害対策を実施するのに当たり、新型インフルエンザ等の発生前から関係機関や関係団体との情報の共有及び連携を図っておく。

3 市民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザの時と同様、マ

²² アメリカ・カナダの行動計画において、ピーク期間は約2週間と設定されている。

National Strategy for pandemic influenza (Homeland Security Council, May 2006)

The Canadian Pandemic Influenza Plan for the Health Sector (The Canadian Pandemic Influenza Plan for the Health Sector (Public Health Agency of Canada, Dec 2006))

²³ 2009年に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）のピーク時にり患した者は国民の約1%（推定）

マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等個人レベルでの感染対策を実施する。

新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品、生活必需品の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

4 県行動計画に示されている役割分担

(1) 県

事務又は業務の大綱
1 県行動計画の作成 2 県対策本部の設置、運営 3 組織の整備、訓練 4 地域医療体制の確保 5 予防・まん延防止 6 サーベイランス（※感染症の動向について専門機関が調査監視を行うこと）の実施 7 県民に対する情報提供 8 県民生活及び地域経済の安定の確保 9 市町、関係機関との緊密な連携²⁴ 地域医療体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められ、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担う。

(2) 市町

事務又は業務の大綱
1 市町行動計画の作成 2 市町対策本部の設置、運営 3 組織の整備、訓練 4 予防接種体制の確保 5 地域医療体制の確保（※） 6 予防・まん延防止（※） 7 サーベイランスの実施（※） 8 住民に対する情報提供 9 住民の生活支援 10 要援護者への支援 11 県、近隣市町、関係機関との緊密な連携 ※は保健所を設置する市（以下「保健所設置市」という。）が行う事項 保健所設置市は、感染症法において、地域医療体制の確保やまん延防止に關し、県に

²⁴ 平時においては、以下のような方策を講じることが必要である。

- ・ 県行動計画を作成する際に、他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、他の地方公共団体の長の意見を聴く（特措法第7条第3項）など、特措法に定められる連携方策を確実に実施する。
- ・ 県内の市町も含めた他の地方公共団体と共同での訓練の実施に努める（特措法第12条第1項）。

準じた役割を果たすことが求められるため、県及び保健所設置市は、医療体制の確保等に関する協議を行い、発生前から連携を図る。

(3) 医療機関

事務又は業務の大綱
1 診療継続計画の策定
2 院内感染対策、医療資器材の確保等
3 地域における医療連携体制の整備
4 医療の提供

(4) 指定（地方）公共機関

事務又は業務の大綱
1 業務計画の策定 ²⁵
2 新型インフルエンザ等対策の実施 ²⁶

(5) 登録事業者

事務又は業務の大綱
1 発生に備えた感染対策の実施や重要業務の事業継続準備
2 事業の継続 ²⁷

※特措法第 28 条に規定する特定接種の対象事業者

(6) 一般の事業者

事務又は業務の大綱
1 発生に備えた感染対策の実施
2 感染防止のための措置の徹底、一部事業の縮小 ²⁸

(7) 県民

事務又は業務の大綱
1 発生に備えた知識の取得
2 季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用 ²⁹ ・咳エチケット・手洗い・うがい ³⁰ 等の個人レベルでの感染対策の実践

²⁵ 特措法第 9 条

²⁶ 特措法第 3 条第 5 項

²⁷ 特措法第 4 条第 3 項

²⁸ 特措法第 4 条第 1 項及び第 2 項

²⁹ 患者はマスクを着用することで他者への感染を減らすことができる。他者からの感染を防ぐ目的では、手洗い等との組み合わせにより一定の予防効果があったとする報告もあるが、インフルエンザの予防効果に関する賛否が分かれており、科学的根拠は未だ確立されていない。

³⁰ うがいについては、風邪等の上気道感染症の予防への効果があるとする報告もあるが、インフルエンザの予防効果に関する科学的根拠は未だ確立されていない。

- 3 発生に備えた食料品・生活必需品等の備蓄
- 4 個人レベルでの感染対策の実施³¹

第6 市行動計画の主要7項目

本市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するため、具体的な対策について、

- ① 実施体制
- ② サーベイランス・情報収集
- ③ 情報提供・共有
- ④ まん延防止³²
- ⑤ 予防接種
- ⑥ 医療等
- ⑦ 市民生活・地域経済の安定の確保

の7項目に分けて計画を立案している。

本市行動計画の基本的な構成（発生段階の区分、主要項目の内容、順序等）は、原則として政府行動計画及び県行動計画の項目と整合性を持たせている。

ただし、住民接種に関して市が主体となり接種体制等を検討する必要があることから、予防接種について、項目を設けている。

また、「サーベイランス・情報収集」、「医療等」についてはその内容の大部分が保健所設置市及び特別区に関わるものであり、他の項目とは異なるが本市が求められる必要な事項について記載している。

各項目の対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については以下のとおりである。

1 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全市的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、市は、市の危機管理の問題として取り組む必要がある。

このため、国、県、他市町、事業者との相互の連携を図り、一体となった取組を行う。

新型インフルエンザ等が発生する前においては、市では、課長会議等（庁内会議）の枠組を通じ、事前準備の進捗を確認し、庁内各課(室)の連携を確保しながら、一体となった取組を推進する。さらに、関係課においては、国、県、他市町や事業者との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。

新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部が設置された場合は、市は直ちに特措法に

³¹ 特措法第4条第1項

³² まん延防止とは、インフルエンザの場合、疾患の特性（不顕性感染の存在、感染力等）から感染の拡大を完全に防ぎ止めることは不可能であり、流行のピークを出来るだけ遅らせ、またそのピーク時の患者数を小さくすることである。

基づかない任意の市対策本部を設置することとし、政府対策本部長が新型インフルエンザ緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）を行なった場合には、特措法及び下田市新型インフルエンザ等対策本部条例（以下「条例」という。）に基づき速やかに市対策本部と位置付け、必要な措置を講じる。市対策本部の主要所掌事務は、特措法及び条例の規定によるほか、次のとおり定める。

- ① 新型インフルエンザ等の対策に係る総合企画、総合調整（実態把握、感染拡大防止策、広報公聴等）に関すること。
- ② 情報の収集、分析、共有に関すること。
- ③ 国、県、他市町、関係機関等への総括的な応援要請及び連絡調整に関すること。
- ④ 各課等との連絡調整に関すること。
- ⑤ 本部長の命令及び指示の伝達等に関すること。
- ⑥ 感染状況等の取りまとめ、記録等に関すること。

また、医療体制に関する調整及び市行動計画の作成等に際しては、幅広い分野にまたがる専門的知見が求められることから、医学・公衆衛生等の学識経験者、弁護士、経済団体等の意見を適時適切に聴いて、迅速かつ的確な対応を検討する。

2 サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、サーベイランスにより、いずれの段階においても、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を、国内外から系統的に収集・分析し判断につなげること、また、サーベイランスの結果を関係者に迅速かつ定期的に還元することにより、効果的な対策に結び付けることが重要である。

なお、未知の感染症である新感染症に対するサーベイランスは現時点では行っていないため、本項目では新型インフルエンザに限って記載するが、新感染症が発生した場合は、国が症例定義の周知や診断方法を確立したときには、市内のサーベイランス体制を構築する。

海外で発生した段階から国内の患者数が少ない段階までは、情報が限られることから、患者の全数把握等のサーベイランス体制の強化を図り、国が行う患者の臨床像等の特徴の把握のために積極的な情報収集、分析に協力する。

国内の患者数が増加し、新型インフルエンザの特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された時点では、患者の全数把握は、その意義が低下し、また、県、市町及び医療現場の負担も過大となることから、入院患者及び死亡者に限定した情報収集に切り替える。

サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、市内における医療体制等の確保に活用する。また、市内で流行する病原体の性状（インフルエンザウイルスの亜型や薬剤耐性等）に関する情報や、死亡者を含む重症者の状況に関する情報は、医療機関における診療に役立てる。

また、国が行った鳥類、豚におけるインフルエンザウイルスのサーベイランスの情報収集を行う等これらの動物の間での発生の動向を把握する。

3 情報提供・共有

（１）情報提供・共有の目的

国家レベルの危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、市町村、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、国、県、市町村、医療機関、事業者、個人の間のコミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意する。

（２）情報提供手段の確保

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受取方が千差万別であることが考えられるため、外国人、高齢者、障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のためインターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

また、観光来遊客や港湾関係者への確実かつきめ細やかな情報提供のあり方について、あらかじめ検討しておく必要がある。

（３）発生前における市民等への情報提供

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、市は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。

こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生した時に市民に正しく行動してもらう上で必要である。

特に児童、生徒等に対しては、学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、市民保健課、防災安全課、教育委員会等は連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。

（４）発生時における市民等への情報提供及び共有

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

市民への情報提供に当たっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である³³。提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要がある。

市民の情報を受け取る媒体や情報の受取方は千差万別であることが考えられるため、情報が届きにくい人にも配慮し、多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速

³³ マスメディアについては、言論その他表現の自由が確保されるよう特段の配慮を行う。

速に情報提供を行う。

媒体の活用に加え、国が国民に対して直接情報提供を行う手段として活用する、ホームページ（HP）、ソーシャルネットワークサービス（SNS）等の情報提供を行う。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

（５）情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築するため、市対策本部に広報対策スタッフを設置し、適時適切に情報を共有する。

また、提供する情報の内容に応じた適切な者が情報を発信することも重要である。さらに、コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、市民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、市民からの相談や問い合わせの内容等から、常に発信した情報に対する情報の受取手の反応などを分析し、次の情報提供に活かしていく。

4 まん延防止

（１）予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。

個人対策や地域対策、職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせるが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

（２）主なまん延防止対策

個人における対策については、市内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行うとともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、静岡県が必要に応じ、不要不急の外出の自粛要請等³⁴を行った場合には、市民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図る。

³⁴ 特措法第 45 条第 1 項

地域対策・職場対策については、市内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

また、新型インフルエンザ等緊急事態において、静岡県が必要に応じ、施設の使用制限の要請等³⁵を行った場合には、関係団体等と連携して、迅速に周知徹底を図る。

その他、海外で発生した際には、国において、状況に応じた感染症危険情報の発出、査証措置（審査の厳格化、発給の停止）等の水際対策が実施されることから、必要に応じて国の取組に協力する。

5 予防接種

（１）ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの２種類がある。なお、新感染症については、ワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

（２）特定接種

特定接種とは、特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに市民生活及び地域経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

特定接種の対象となり得る者は、

- ① 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

であり、その範囲、接種順位等の基本的な考え方は、政府行動計画に示されているが、国は、発生した新型インフルエンザ等の病原性などに応じて政府対策本部が判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他関連事項を示すとしている。

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者は国を実施主体として、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる県、市町職員は所属する県又は市町を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう未発生期か

³⁵ 特措法第 45 条第 2 項及び第 3 項

ら接種体制の構築を図る³⁶。

（３）住民接種

ア 住民接種の接種体制

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組ができたことから、緊急事態宣言³⁷が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行う。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行う。

住民接種の接種順位については、政府行動計画に基づき、以下の4つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本とする。また、政府行動計画では事前に後述A～Cのような基本的な考え方が整理されているが、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて国が決定することとなる。まず、特定接種対象者以外の接種対象者については、以下の4群に分類することを基本とする。

- ① 医学的ハイリスク者呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
 - ・ 上記基礎疾患を有する者
 - ・ 妊婦
- ② 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- ③ 成人・若年者
- ④ 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条第2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、こうした以下のような基本的な考え方を踏まえ国が決定する。

A 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

- ・ 成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
（医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞小児＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定）
- ①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者

³⁶ 登録事業者のうち「県民生活・地域経済安定分野」の事業者は、接種体制の構築が登録要件となる。

³⁷ 緊急事態措置を実施すべき期間、区域が公示される。なお、講じられる緊急事態措置は、緊急事態宣言の期間、区域を越えない範囲において別途、個別に決定される。（特措法第32条）

- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
（医学的ハイリスク者＞高齢者＞小児＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）
①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者
- ・小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
（医学的ハイリスク者＞小児＞高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）
①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

B 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
（医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定）
①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者
- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
（医学的ハイリスク者＞高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）
①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者

C 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
（成人・若年者＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定）
①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者
- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
（高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）
①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

イ 住民接種の接種体制

住民接種については、市を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるが、集団接種や一斉接種（期間を定め医療機関で接種）、個別接種又はそれぞれの組み合わせ等、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

ウ 留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接種全体の実施のあり方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などに応じて政府対策本部において総合的に判断し、決定される。

県は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力を要請又は指示（以下「要請等」という。）³⁸する。

³⁸ 特措法第31条第2項及び第3項、第46条第6項

6 医療等

(1) 医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ、市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。

(2) 発生前における医療体制の整備

県と連携し、二次医療圏である賀茂医療圏を単位に、保健所を中心として、賀茂医師会、賀茂薬剤師会、地域の医療機関、薬局、近隣市町、消防等の関係者からなる対策会議を設置するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。

(3) 発生時における医療体制の維持・確保

県が「帰国者・接触者相談センター」を設置した場合は、市民にその周知を図る。帰国者・接触者外来等の地域における医療体制については、県と連携し一般的な広報によるほか、県が設置した「帰国者・接触者相談センター」からの情報を市民に適切に提供する。

医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、賀茂医師会等の関係機関のネットワークの活用が重要である。

7 市民生活・地域経済の安定の確保

(1) 市民生活及び地域経済の安定の確保の目的

新型インフルエンザは、多くの市民が罹患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われている。また、本人や家族の罹患等により、市民生活及び地域経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び地域経済への影響を最小限とできるよう、本市は国や県等の関係機関と連携を図り、事前の準備を行うことが重要である。

また、市は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、市民に対し、家庭内での感染対策や、食料品、生活必需品等の備蓄に努めることや、市内の事業者に対し、職場における感染対策や事業継続計画を策定する等の十分な事前の準備を呼びかけていく。

(2) 要援護者対策

要介護者世帯、高齢者世帯及び障害者世帯等の要援護者は、新型インフルエンザ等のまん延によって孤立化し、自立した生活を維持することが困難になることが想定される。

このため、日頃から地域の様々な関係機関や団体等と連携して、支援が必要な要援護者を把握し、地域全体で継続的に見守る体制を構築するとともに、まん延時には、これらの日頃からの見守りによる情報を最大限活用し、医療機関や福祉サービス事業所による確実な支援につなげていく。

また、要援護者への食事の提供等の生活支援の実施に当たっては、福祉サービス事業所の訪問介護によることを基本としつつ、小売店や運送業者等の民間事業者に対して協力要請を行うとともに、緊急対応が必要な場合は、市が直接実施するなど、県と連携して総合的な調整を行う。

さらには、保育所、老人福祉施設、障害者福祉施設等の社会福祉施設（通所及び短期入所系サービスに限る。）の使用制限については、特に支援が必要な利用者のため、状況によっては、一部の施設を例外的に開所する等、発生前から県及び関係団体と連携し、仕組みづくりを進めておく。

なお、これらの一部施設の例外的な開所については、十分な集団感染対策を講じる必要があること及び感染対策そのものの効果が減少する可能性があること等を考慮する。

（３）風評被害対策

本市の観光立市としての地域特性を踏まえ、新型インフルエンザ等発生時の風評被害対策について、観光関連団体等との緊急連絡網を整備して綿密に連携を図る等、日頃から十分な備えを行っておくとともに、新型インフルエンザ等対策を含む様々な安全安心の取組を国内外の観光旅行者に向けて積極的にＰＲしていくことが重要である。

また、新型インフルエンザ等発生時には、来遊客専用相談窓口を設置し、可能な限り風評被害による来遊客の減少を防ぐとともに、観光業界全体が参画する様々な既存の会議体における相互連携を調整し、観光需要の回復期に向けた効果的な誘客事業の検討及び準備を早期に進めることにより、風評被害からの早期回復に努めていく。さらに風評被害を受けた中小企業等の事業者を支援するために、経営相談窓口を設置するとともに、緊急融資の実施についても検討する。

第７ 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

市行動計画では、政府行動計画で示されている発生段階を引用するが、国全体での発生段階の移行については、ＷＨＯのフェーズの引上げ及び引下げ等の情報を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定するとされている。

地域での発生段階は、国と協議の上で、県が判断することとされており、本市においては、市行動計画で定められた対策を国や県が定める段階に応じて実施することとする。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化する

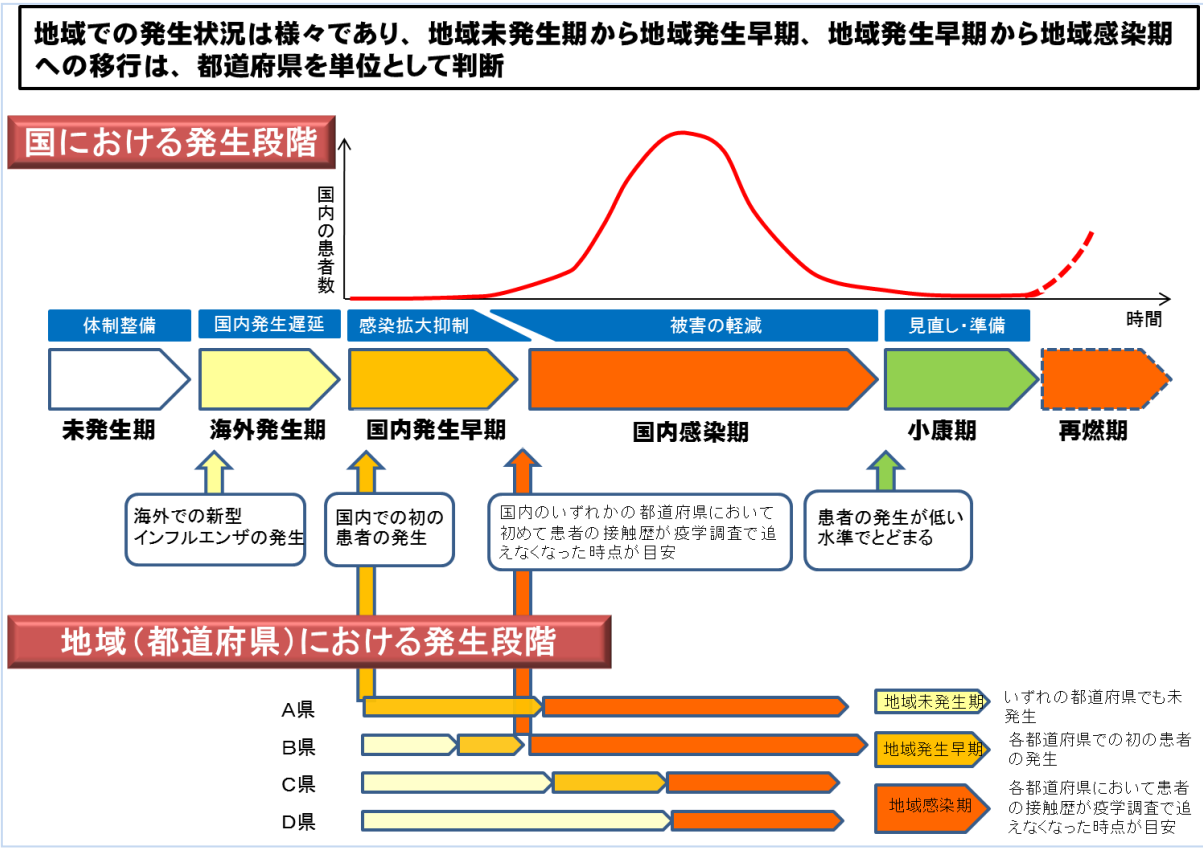
るということに留意が必要である。

＜発生段階とその状態＞

発生段階	状態	
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	県においては、以下のいずれかの発生段階。 ・ 県内未発生期：県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態 ・ 県内発生早期：県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	県においては、以下のいずれかの発生段階。 ・ 県内未発生期：県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態 ・ 県内発生早期：県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 ・ 県内感染期：県内で新型インフルエンザの患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※ 感染拡大～まん延～患者の減少
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

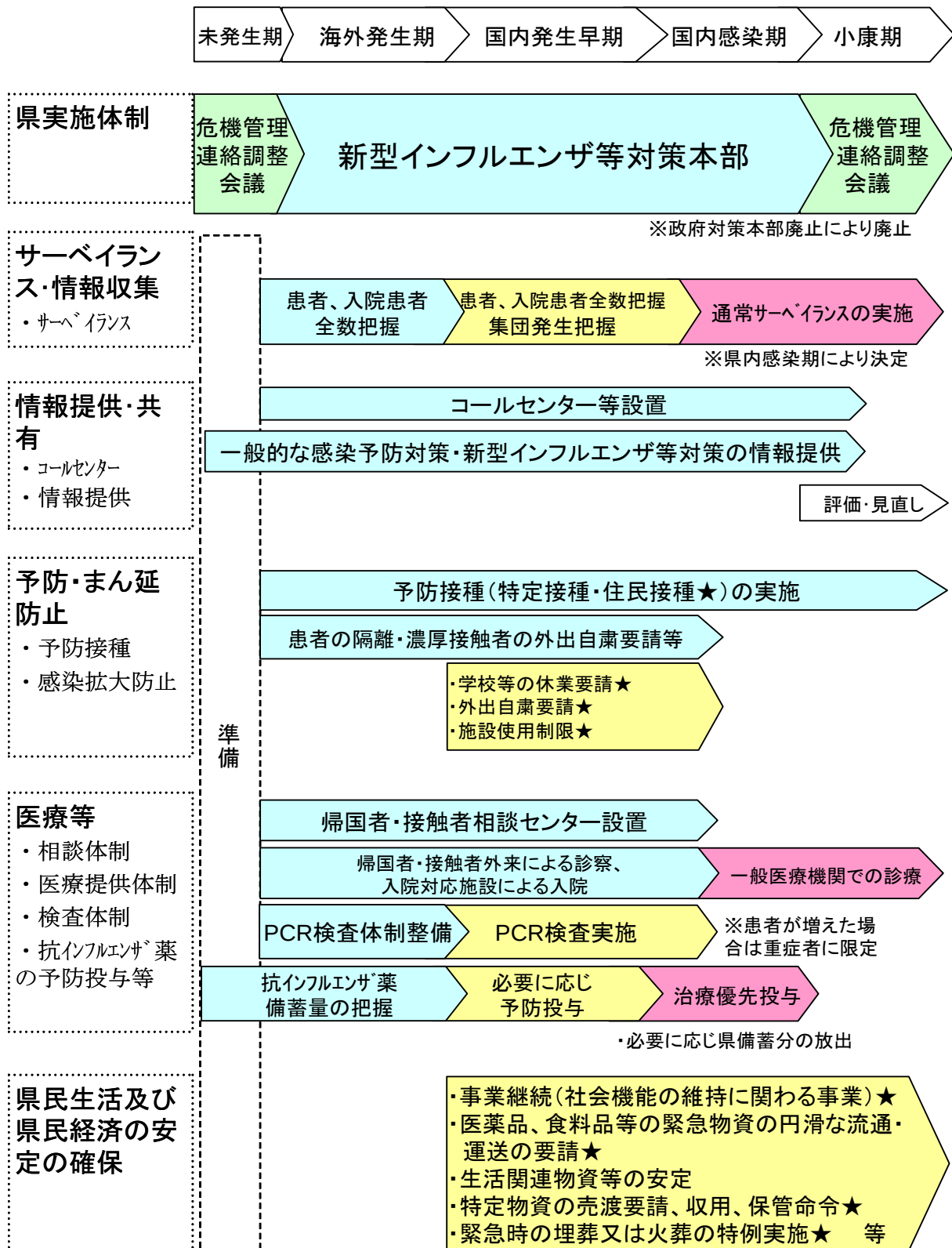
（政府行動計画を一部改変、静岡県行動計画から引用）

＜国及び地域（都道府県）における発生段階＞



＜新型インフルエンザ等対策の流れ＞

静岡県行動計画より引用



★緊急事態宣言時

第2章 各段階における対策

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、国が政府行動計画に基づき作成する基本的対処方針を踏まえ、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

第1節 未発生期

第1 想定状況等

想 定 状 況	・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況
対 策 の 目 標	1) 発生に備えて情報収集や体制の整備を行う。
対策の考え方	1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、本市行動計画を踏まえ、国、県等と連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民及び関係者全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

第2 実施体制

1 県が行うこと

(1) 行動計画の作成

特措法の規定に基づき、発生前から、県行動計画の作成を行い、必要に応じて見直しを行う。(危機管理部、健康福祉部、その他全部局)

(2) 体制整備及び連携強化

ア 県は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため、適宜、危機管理連絡調整会議等による情報共有、検討等を行う。

また、鳥インフルエンザ、季節性インフルエンザ、新型インフルエンザ等の発生情報について、必要に応じて、危機管理連絡調整会議等により情報共有を行うとともに、適宜対策を講じる。

なお、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部が設置されないときは、危機管理連絡調整会議等により情報共有、検討等を行う。(危機管理部、健康福祉部、関係部局)

イ 新型インフルエンザ等対策に対処するために必要な体制(当直体制等を含む)、職員の参集基準、服務基準、連絡手段及びマニュアル等を整備する。(危機管理部、健康福祉部、

その他全部局)

ウ 県は、市町行動計画及び指定地方公共機関業務計画の作成を支援する。(危機管理部、健康福祉部、関係部局)

エ 県は、国、他の都道府県、市町、指定(地方)公共機関、指定(地方)行政機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素から情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する³⁹。(危機管理部、その他全部局)

2 市が行うこと

(1) 市行動計画の作成

市は、特措法の規定に基づき、発生前から新型インフルエンザ等の市行動計画の策定を行い、必要に応じて見直しを行う。

(2) 体制の整備及び連携強化

ア 市は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため、職員の配置等新型インフルエンザ等対策に必要な体制、参集基準、連絡手段等を整備する。

イ 市は、国、県、他の市町、指定(地方)公共機関、指定(地方)行政機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素から情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。

ウ 鳥インフルエンザ、季節性インフルエンザ、新型インフルエンザ等の発生情報について、必要に応じて、課長会議等により情報共有を行うとともに、適宜対策を講じる。

なお、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部が設置されないときは、課長会議(庁内会議)等により情報共有、検討等を行う。

第3 サーベイランス・情報収集

県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

1 県が行うこと

(1) 情報収集(健康福祉部)

県は、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。

＜情報収集源＞

- ・国際機関(WHO、OIE、国連食糧農業機関(FAO)等)
- ・厚生労働省

(2) 通常のサーベイランス(健康福祉部)

ア 県は、人で毎年冬季に流行する季節性インフルエンザについて、指定届出機関(約140の医療機関)において患者発生の動向を調査し、流行状況について把握する。

³⁹ 特措法第12条

また、医療機関等において、ウイルス株の性状（亜型や薬剤耐性等）を調査し、流行しているウイルスの性状について把握する。

イ 県は、インフルエンザによる入院患者を調査し、重症化の状況を把握し、国へ報告する。

ウ 県は、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。

（３）調査研究

県は、新型インフルエンザ等の国内発生時に、迅速かつ適切に積極的疫学調査を実施できるよう、国及び保健所設置市との連携等の体制整備を図る。（健康福祉部）

２ 市が行うこと

市は、インフルエンザの感染拡大を早期に探知するため、通常行われている集団風邪（インフルエンザ様疾患）の発生報告（学級・学校閉鎖等）を徹底するよう学校関係者等の協力を求め、県へ報告する。また、必要に応じて、国、県が実施する調査研究に参画するなどして、新型インフルエンザ等の発生時に迅速かつ適切に対応できるよう、職員の研修や他市町等との連携等の体制整備を図る。

第４ 情報提供・共有

県では、情報提供・共有に関して県行動計画に次のとおり対策が記載されている。市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に市民に広報するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

１ 県が行うこと

（１）継続的な情報提供（危機管理部、企画広報部、健康福祉部）

ア 県は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う⁴⁰。

イ 県市は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。

（２）体制整備等（危機管理部、企画広報部、健康福祉部）

ア 県は、国との連携のもと、新型インフルエンザ等発生時に行う、発生状況に応じた県民への情報提供の内容（対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報の保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体）や、時期（定期、臨時等）及び媒体（テレビや新聞等のマスメディア活用を基本とするが、情報の受取手に応じ利用可能な複数の媒体・機関を活用する）等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。

⁴⁰ 特措法第13条

イ 県は、一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供するとともに常に情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供に活かす体制を構築する（危機報道監を中心としたチームの設置、コミュニケーション担当者間での適時適切な情報共有方法の検討等）。

ウ 県は、国、市町、関係機関等とメールや電話を活用して、緊急に情報を提供できる体制を構築する。

エ 県は、新型インフルエンザ等発生時に市民からの相談に応じるため、コールセンター等の設置、周知等の準備を進める。

2 市が行うこと

（１）継続的な情報提供

ア 市は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う⁴¹。

イ 市は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。

（２）体制整備等

ア 市は、新型インフルエンザ等発生時に、県との連携の下に行う、発生状況に応じた市民への情報提供の内容（対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報の保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体）や、時期（定期、臨時等）及び媒体（テレビや新聞等のマスメディア活用を基本とするが、情報の受取手に応じ利用可能な複数の媒体・機関を活用する）等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。

イ 市は、一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供するとともに常に情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供に活かす体制を構築する（広報担当者を中心としたチームの設置、コミュニケーション担当者間での適時適切な情報共有方法の検討等）。

ウ 国、県、関係機関等とメールや電話を活用して、緊急に情報を提供できる体制を構築する。

エ 新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるため、相談窓口等の設置、周知等の準備を進める。

第5 まん延防止

1 県が行うこと

（１）対策実施のための準備（健康福祉部、関係部局）

ア 個人における対策の普及

県は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感

⁴¹ 特措法第13条

染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センター⁴²に連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。

県は、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛要請の感染対策についての理解促進を図る。

イ 地域対策・職場対策の周知

県は、新型インフルエンザ等発生時に実施され得る個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図るための準備を行う。また、県は、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。

2 市が行うこと

(1) 対策実施のための準備

ア 個人における対策の普及

市は、感染予防のため、市民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。

市は、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛要請の感染対策についての理解促進を図る。

イ 防疫措置、疫学調査等についての連携強化

市は、国が実施する検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、県その他関係機関との連携を強化する。

3 学校・事業者が行うこと

(1) 対策実施のための準備

ア 個人における対策の普及

学校・事業者は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。

第6 予防接種

1 県が行うこと

(1) 予防接種（健康福祉部）

⁴² 海外発生期から国内発生早期までの間設置することとなっている。

ア ワクチンの供給体制

県は、国の要請を受け、県内において、ワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。

イ 特定接種を行う事業者の登録

県は、国が行う登録作業に係る周知、登録申請等に協力する。

ウ 特定接種体制の構築

県は、国の要請を受け、職員に対する特定接種の接種体制を構築する。

2 市が行うこと

(1) 予防接種

ア 特定接種を行う事業者の登録

市は、国が行う事業者の登録申請受付、基準に該当する事業者の登録することについて、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

イ 特定接種体制の構築

市は、特定接種の対象となり得る職員に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、庁内及び関係機関の接種体制を構築する。

市は、国が登録事業者に対して行う接種体制の構築要請に協力する。

ウ 住民接種体制の構築

(ア) 市を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

(イ) 市は、厚生労働省及び県の協力を得ながら、全住民が速やかに接種することができるよう、未発生期から体制の構築を図る。

(ウ) 市は、国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

(エ) 市は、ワクチン需要量を算出しておく等、住民接種のシミュレーションを行う。

(オ) 市は、住民接種に関する実施要領を参考に地域の実情に応じてあらかじめ接種の開始日、接種会場等を通知する方法、予約窓口を活用し住民からの予約を受け付ける方法等の手順を計画しておく。

(カ) 市は、国及び県の技術的な支援⁴³を受け、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町間で広域的な協定を締結するなど、居住する市以外の市町における接種を可能にするよう努める。

(キ) 市は、速やかに住民接種することができるよう、賀茂医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。

(ク) 市は、国及び県、賀茂医師会、関係事業者等の協力を得て、接種体制を構築する。

(ケ) 実施主体となる市は、未発生期の段階から、ワクチン接種の円滑な実施が可能とな

⁴³ 国における支援は、工夫事例等を含めた手引きの作成が、県における支援は、住民接種のための医療機関や医療従事者の確保に関する広域的な調整、効率的なワクチン供給の調整の体制整備等についての要請があった場合の協力等が想定されている。

るよう、以下に列挙する事項等に留意し、賀茂医師会等と連携の上、接種体制を構築する。

- a. 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
 - b. 接種場所の確保（医療機関、保健所、市役所、学校等）
 - c. 接種に要する器具等の確保
 - d. 接種に関する住民への周知方法（接種券の取扱い、予約方法等）
- （コ）市は、接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、賀茂医師会等の協力を得て、その確保を図る。
- （サ）市は、接種のための会場について、地域の実情に応じつつ、接種会場を設ける。会場については、保健所、学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託することにより、接種会場を確保する。
- （シ）市は、各会場において集団的接種を実施できるよう予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する器具（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。

第7 医療等

1 県が行うこと

（1）地域医療体制の整備（健康福祉部）

- ア 県は、原則として、二次医療圏を単位に、保健所を中心として、郡市医師会、地域薬剤師会、指定（地方）公共機関を含む地域の中核的医療機関（独立行政法人国立病院機構の病院、大学附属病院、公立病院等）や医療機関、薬局、市町、消防等の関係者からなる対策会議（地域新型インフルエンザ等医療専門家会議、地域新型インフルエンザ等連絡会）を設置し、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進するとともに、平素から発生時の医療体制について協議、確認を行う。
- イ 県は国からの要請に基づき、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の設置の準備や、感染症指定医療機関等での入院患者の受入準備を進める。また、市は、一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの感染対策等を進めるよう要請する。

（2）国内感染期に備えた医療の確保（健康福祉部）

県は、以下の点に留意して、国内感染期に備えた医療の確保に取り組む。

- ア 県は、全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、マニュアルを示すなどしてその作成の支援に努める。
- イ 県は、地域の実情に応じ、指定（地方）公共機関を含む感染症指定医療機関等のほか、指定（地方）公共機関である医療機関（独立行政法人国立病院機構の病院、日本赤十字病院）又は公的医療機関等（大学附属病院、公立病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院等）で入院患者を優先的に受け入れる体制の整備に努める。
- ウ 県は、保健所設置市の協力を得ながら、入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者

が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む。）等を把握する。

エ 県は入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、臨時の医療施設等⁴⁴で医療を提供することについて検討する。

オ 県は、地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。

カ 県は、社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。

（３）手引き等の周知、研修等（健康福祉部）

ア 県は、国が策定した新型インフルエンザ等の診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策、患者の移送等に関する手引き等を医療機関に周知する。

イ 県は、国及び保健所設置市と連携しながら、相互に医療従事者等に対し、新型インフルエンザ等の発生を想定した研修や訓練を行う。

（４）医療資器材の整備（健康福祉部）

県は、必要となる医療資器材（個人防護具、人工呼吸器等）をあらかじめ備蓄・整備する。県は、国からの要請を受け、医療機関において、必要な医療資器材や増床の余地に関して調査を行い、十分な量を確保するよう努める。

（５）検査体制の整備（健康福祉部、くらし・環境部）

県は、国からの要請並びに技術的支援を受け、環境衛生科学研究所において、新型インフルエンザ等に対するPCR検査等を実施する体制を整備する。

（６）抗インフルエンザウイルス薬の備蓄（健康福祉部）

県は、抗インフルエンザウイルス薬を、現在の備蓄状況や流通の状況等も勘案しつつ、国の方針に基づき計画的かつ安定的に備蓄する。

２ 市が行うこと

（１）地域医療体制の整備

市は、賀茂医師会、下田メディカルセンター、地域の医療機関、薬局、消防等の地域の関係者と密接に連携を図り、保健所を中心とした、二次医療圏を単位とした医療体制の整備を推進する。

発生時の地域医療体制の確保のために、平時から地域の医療関係者との間で、発生時の医療体制について協議、確認を行う。

⁴⁴ 特措法第48条。同条第2項に基づき、知事は必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、措置の実施に関する事務の一部を市町長が行うこととすることができる。

3 医療機関が行うこと

(1) 地域医療体制の整備

医療機関は、地域の関係者と密接に連携を図り、保健所を中心とした、二次医療圏を単位とした医療体制の整備を推進する。また、医療機関は、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、感染対策等を進める。

(2) 国内感染期に備えた医療の確保

医療機関は以下の点に留意して、国内感染期に備えた医療の確保に取り組む。

ア 医療機関は、特性や規模に応じた診療継続計画を作成する。

イ 指定（地方）公共機関を含む感染症指定医療機関等、指定（地方）公共機関である医療機関又は公的医療機関等は、地域の実情に応じ、入院患者を優先的に受け入れる体制をとる。

(3) 手引き等の策定、研修等

ア 医療機関は、国が策定した新型インフルエンザ等の診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策、患者の移送等に関する手引き等を医療機関内に周知する。

イ 医療機関は、新型のインフルエンザ等発生を想定した研修や訓練に積極的に参加する。

第8 市民生活・地域経済の安定の確保

1 県が行うこと

(1) 業務計画等の策定（危機管理部、健康福祉部）

県は、指定地方公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を策定する等十分な事前の準備を行うよう求めるとともにその内容を踏まえた業務計画等の策定を支援し、その状況を確認する。

(2) 物資供給の要請等（危機管理部、健康福祉部、関係部局）

県は、国と連携し、発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、製造・販売、運送を行う事業者である指定（地方）公共機関、登録事業者に対し、緊急物資の流通や運送等の事業継続のため体制の整備を要請する。

(3) 新型インフルエンザ等発生時の要援護者⁴⁵への生活支援の準備の支援（危機管理部、健康福祉部）

県は、国の要請に基づき、県内感染期に市町が行う、高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の具体的手

⁴⁵ 要援護者については、政府有識者会議中間とりまとめ（平成25年2月7日）8.6「社会的弱者への支援について」に、その対象者は、「家族が同居していない又は近くにいないため、介護ヘルパー等の介護や介助なしでは日常生活ができない独居高齢者や障害者が対象範囲となる。災害時要援護者の対象者を参考に範囲を定めることが考えられるが、災害時要援護者の対象者であっても、同居者がいる場合、家族が近くにいる場合や、あるいは独居高齢者であっても支障なく日常生活できる者は対象外となる。」とされている。

続の準備及び要援護者の把握について、連携する。

(4) 火葬能力等の把握（健康福祉部）

県は、国及び市町と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

(5) 物資及び資材の備蓄等⁴⁶（健康福祉部）

県は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、又は施設及び設備の整備等を行う。

2 市が行うこと

(1) 新型インフルエンザ等発生時の食料品、生活必需品の備蓄等

市は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、家庭内での感染対策や、食料品、生活必需品等の備蓄に努める等の事前の準備を呼びかけていく。

(2) 業務計画等の策定

市は、市内の事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生時に備え、職場における感染対策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を策定する等の十分な事前の準備を呼びかけていく。

(3) 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援の準備

市は、特措法第45条第2項に基づく保育所、老人福祉施設及び障害者福祉施設等の社会福祉施設（通所及び短期入所系サービスに限る。）の使用制限の要請が実施された場合に備え、県及び関係団体等と連携し、一部の保育所等及び短期入所施設を開所する等の仕組みづくりを検討する。

(ア) 市は、県内感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、国からの要請に対応し、県と連携し要援護者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

(イ) 市は、最も住民に近い行政主体であり、地域住民を支援する責務を有することから、住民に対する情報提供を行い、新型インフルエンザ等対策に関する意識啓発を図るとともに、新型インフルエンザ等の流行により孤立化し、生活に支障を来すおそれがある世帯（高齢者世帯、障害者世帯等）への具体的な支援体制の整備を進める。

(ウ) 市は、高齢者、障害者等の要援護者本人の同意を得て作成する「見守り活動対象者名簿」を地域包括支援センター、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、自治会等に提供することにより、平時からの地域における見守り活動を促進し、要援護者の状況把握に努める。なお、市行動計画での要援護者は、以下の例を参考に、各地域（各

⁴⁶ 特措法第10条

自治会）等の状況等に応じて決める。

- a. 要援護者で介護ヘルパー等の介護等がなければ、日常生活（特に食事）が非常に困難な者
 - b. 障害者のうち、一人暮らしで要援護者で介護ヘルパーの介護や介助がなければ、日常生活が非常に困難な者
 - c. 障害者又は高齢者のうち、一人暮らしで要援護者で支援がなければ市町村等からの情報を正しく理解することができず、感染予防や感染時・流行期の対応が困難な者
 - d. その他、支援を希望する者（ただし、要援護者として認められる事情を有する者）
- （エ）要援護者情報の収集・共有方式としては、関係機関共有方式、手上げ方式、同意方式がある。市が災害時要援護者リストの作成方法等を参考に各地域（各自治会）等の状況に応じて新型インフルエンザ等発生時の要援護者リストを作成する。
- （オ）個人情報の活用については、事前に包括的な同意が取れる仕組みを作っておくこと、又は必要に応じ個人情報保護に関する条例の改正を行っておくこと、若しくは弾力的な運用を検討しておくこと。
- （カ）新型インフルエンザ等発生時の要援護者への対応について、関係団体や地域包括支援センター、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、自治会等地域団体、介護支援事業者、障害福祉サービス事業者等に協力を依頼し、発生後速やかに必要な支援が行える体制を構築する。
- （キ）市は、要援護者の登録情報を分析し、必要な支援内容（食料品、生活必需品等の提供の準備等）、協力者への依頼内容を検討する。
- （ク）市は、地域に必要な物資の量、生産、物流の体制等を踏まえ、他の地方公共団体による備蓄、製造販売事業者との供給協定の締結等、各地域の生産・物流事業者等と連携を取りながら、あらかじめ市内における食料品・生活必需品等の確保、配分・配付の方法について検討を行い、地域の実情に応じた計画を策定するとともに、早期に計画に基づく取組を進める。支援を必要とする者に対しては、行政連絡員、民生委員児童委員、市の職員等が個々の世帯を訪問し、食料品・生活必需品等を配付する方法も具体的に検討する。
- （ケ）市は、自宅で療養する新型インフルエンザ等の患者を見回るため等に必要なマスク等の備蓄を行っておく。
- （コ）市は、新型インフルエンザ等発生時にも、地域住民の生活支援を的確に実施できるよう、市自らの業務継続計画を策定する。

（４）火葬能力等の把握

市は、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うため市が進める体制整備に、国及び県と共に連携して取り組む。

市は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）において、埋火葬の許可権限等、地域における埋火葬の適切な実施を確保する権限が与えられていることから域内

における火葬の適切な実施を図るとともに、個別の埋火葬に係る対応及び遺体の保存対策等を講ずる主体的な役割を担う。

市は、火葬場における稼動可能火葬炉数、平時及び最大稼動時の 1 日当たりの火葬可能数、使用燃料、その備蓄量及び職員の配置状況等の火葬場の火葬能力並びに公民館、体育館及び保冷機能を有する施設など一時的に遺体を安置することが可能な施設（以下「臨時遺体安置所」という。）数について県が調査する場合に協力する。

市は、県の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。その際には戸籍事務担当課等との調整を行うものとする。

（５）物資及び資材の備蓄等⁴⁷

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、又は施設及び設備の整備等を行う。

（６）風評被害対策

市は、発生時における観光関連業界への風評被害を軽減するため、観光関連団体、交通事業者、マスコミ等が参画する様々な既存の会議体における相互連携を調整し、情報共有や対策の検討を行う。

市は、発生時における正確かつ迅速な情報共有のため、観光関連業界との緊急連絡網を整備する。

市は、新型インフルエンザ等の対策を含めた様々な安全安心の取組について、関係団体やマスコミ等の協力を得て、国内外の観光旅行者に向けて積極的にＰＲする。

⁴⁷ 特措法第 10 条

第2節 海外発生期

第1 想定状況等

想定状況	・海外で新型インフルエンザが発生した状態 ・国内では、新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態 ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況が想定される。
対策の目標	1) 新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、市内発生が遅延と早期発見に努める。 2) 市内発生に備えて情報収集や体制の整備を行う。
対策の考え方	1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。 2) 対策の判断に役立てるため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。 3) 市内発生した場合には早期に発見できるようサーベイランス・情報収集体制を強化する。 4) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、基本的対処方針等に基づき、医療機関への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、市民生活及び地域経済の安定のための準備等、市内発生に備えた体制整備を急ぐとともに、医療機関、事業者、市民に市内発生に備えた準備を促す。 5) 検疫等により、国内発生をできるだけ遅らせるよう努め、その間に、医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、市民生活及び市民経済の安定のための準備、プレパンデミックワクチンの接種等、市内発生に備えた体制整備を急ぐ。

第2 実施体制

1 県が行うこと

(1) 県は、政府対策本部が設置されたときは、直ちに県対策本部を設置し、本部員会議、対策会議を適宜開催し、県の対応状況等について確認するとともに、必要に応じて、静岡県新型インフルエンザ等専門家会議の意見を踏まえ、基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する。

2 市が行うこと

(1) 市は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合は、課長会議等（庁内会議等）において緊急協議を行うなど、市対策本部の設置に向けた準備を進める。
 (2) WHOが新型インフルエンザのフェーズ4又はこれに相当する宣言等を公表し、政府

対策本部が設置された場合には、ただちに、市長を本部長とする市対策本部を設置し、当該市対策本部の名称並びに設置場所及び期間を直ちに公表する。

(3) 国が示す基本的対処方針に基づき、市対策本部において対応方針を決定し、迅速な対応を図るとともに、必要に応じて感染症に関する専門家や有識者等から意見聴取を行う。

(4) 海外において、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同等程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと国が判断する場合には、感染症法等に基づく各種対策を実施する。

第3 サーベイランス・情報収集

1 県が行うこと

(1) 情報収集等

県は、国が得た種々の情報の提供を受け、関係機関と情報を共有する。

- ・ 病原体に関する情報
- ・ 疫学情報（症状、症例定義、致命率等）
- ・ 治療法に関する情報（抗インフルエンザウイルス薬の有効性等）

(2) 国内サーベイランスの強化等

ア 県は、国が引き続き行うインフルエンザ等に関する通常のサーベイランスに協力する。

イ 県は、国が行う全数把握の実施に協力する（国は、国内における新型インフルエンザ等の患者を早期に発見し、新型インフルエンザ等の患者の臨床像等の特徴を把握するため、全ての医師に新型インフルエンザ等患者（疑い患者を含む。）を診察した場合の届出を求める。）。

ウ 県は、国が行う感染拡大を早期に探知するための学校等でのインフルエンザ等の集団発生の把握の強化に協力する。

2 市が行うこと

(1) 国内サーベイランスの強化等

市は、インフルエンザ等の感染拡大を早期に探知するため、通常行われている集団風邪（インフルエンザ様疾患）の発生報告（学級・学校閉鎖等）を徹底するよう学校関係者等の協力を求め、集団発生の状況を県へ報告する。

3 医療機関が行うこと

医療機関は、国が示す届出基準に基づき、新型インフルエンザ等患者（疑い患者を含む。）を診察した場合の届出を行う。

第4 情報提供・共有

1 県が行うこと

(1) 情報提供

県は、国が発信している海外での発生状況、現在の対策、国内発生した場合に必要な対策等を県民に対し周知する。

(2) 情報共有

県は、国、市町、関係機関等と対策の理由、プロセス等をメール等により共有する。

(3) コールセンター等の設置

ア 県は、国の要請を受け、他の公衆衛生業務に支障をきたさないように、住民からの一般的な問合せに対応できるコールセンター等を設置し、国の作成したQ & A等を活用して、適切な情報提供を行う。

イ 県は、県民からコールセンター等に寄せられる問い合わせ、国、市町、関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、県民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。

2 市が行うこと

(1) 情報提供

市民に対して、国及び県が発信している海外での発生状況、現在の対策（帰国者・接触者相談センター、帰国者・接触者外来の設置など）、国内発生した場合に必要な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。

このため、市対策本部に一元的な情報管理及び情報発信を行う広報対策スタッフを設置し、新型インフルエンザ等の予防及び感染拡大を防ぐため、安全情報等の正確な情報について迅速に広報を行うことはもとより、新型インフルエンザ等の流行による風評被害軽減のため、広報物の配布、ホームページ等あらゆる媒体を用いて積極的な広報を実施する。

(2) 情報共有

市は、国、県及び関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う窓口を設置し、対策の理由、プロセス等をメール等により共有する。

(3) 相談窓口等の設置

ア 市は、国の要請を受け、他の公衆衛生業務に支障をきたさないように、住民からの一般的な問合せに対応できる相談窓口等を設置し、国の作成したQ & A等を活用して、適切な情報提供を行う。

イ 市は、住民から相談窓口等に寄せられる問合せ、国、県、関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、住民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。

第5 まん延防止

1 県が行うこと

(1) 国内での感染拡大防止策の準備

県は、国及び保健所設置市と相互に連携し、国内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進めるとともに、検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用する。

(2) 感染症危険情報の情報提供等

県新型インフルエンザ等の発生が疑われる場合又は確認された場合、国が発出する感染症危険情報等について、県民に周知する。

(3) 検疫の強化

ア 県は、国が行う検疫の強化に伴い、国から新型インフルエンザ等に対するPCR等の検査を実施するための技術的支援を受け、検査体制を速やかに整備する。

イ 県警は、関係機関と協力し、検疫実施空港・港及びその周辺における必要に応じた警戒活動等を行う。

(4) 密入国者対策

県警は、関係機関と協力し、密入国を防止するための発生国から到着する航空機・船舶に対する立入検査、すり抜けの防止対策、出入国審査場のパトロール等の監視取締りの強化及び密入国防止のための沿岸部及び海上におけるパトロール等の警戒活動等の強化を行う。

2 市が行うこと

(1) 市内でのまん延防止対策の準備

市は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促すとともに、国、県等と相互に連携し、市内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進める。また、国、県等と相互に連携し、検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用する。

市は、市内の事業者に対し、発生国への出張を避けるよう要請する。

第6 予防接種

1 県が行うこと

(1) 予防接種

ア ワクチンの供給体制

県は、国の要請を受け、県内において、ワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。

イ 特定接種の実施

県は、国と連携して、職員の対象者に対して、本人の同意を得て、基本的に集団的な接種により、特定接種を行う。

2 市が行うこと

(1) 予防接種

ア 特定接種の実施

市は、国の基本対処方針を踏まえ、国と連携して、本市職員の対象者に対して、本人の同意を得て、基本的に集団的な接種により、特定接種を行う。

イ 住民接種

市は、国が、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の準備を開始したときには、国と連携して、接種体制の準備を行う。

市は、国の要請及び連携のもと、全住民が速やかに接種できるよう、集団的な接種を行うことを基本として、医療機関での一斉接種（期間を定め集中的に接種）や個別接種、あるいはそれぞれの組み合わせ等、接種対象者に応じた接種体制を構築する。

市は、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について、市民等に対し積極的に情報提供を行う。

第7 医療等

1 県が行うこと

(1) 医療体制の整備

ア 県は、国の要請を受け、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等により患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間、診断を行うための、帰国者・接触者外来を整備する。

イ 県は、国の要請を受け、帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、郡市医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。

ウ 県は、国の要請を受け、帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。

エ 県は、国の要請を受け、新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体について環境衛生科学研究所において亜型等の同定を行うとともに、国立感染症研究所に確認を依頼する。

(2) 帰国者・接触者相談センターの設置

ア 県は、国の要請を受け、帰国者・接触者相談センターを設置する。

イ 県は、国の要請を受け、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する

者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

(3) 医療機関等への情報提供

県は、国が発信する新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

(4) 検査体制の整備

県は、国からの要請及び技術的支援を受け、環境衛生科学研究所において、新型インフルエンザ等に対するPCR等の検査を実施する体制を整備する。

(5) 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等

ア 県は、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量を把握する。

イ 県は、国と連携のもと、医療機関に対し、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。

2 医療機関が行うこと

(1) 医療体制の整備

ア 帰国者・接触者外来を行うこととなっている医療機関は、県及び保健所設置市の連絡に基づき、帰国者・接触者外来を設置する。

イ 医療機関は、帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。

ウ 帰国者・接触者外来を有する医療機関等は、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断した場合は、直ちに保健所に連絡する。

(2) 情報共有

医療機関は、国が発信する新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療従事者に迅速に周知する。

(3) 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等

医療機関は、県及び保健所設置市の要請のもと、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を用い、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

第8 市民生活・地域経済の安定の確保

1 県が行うこと

(1) 指定（地方）公共機関、登録事業者の事業継続

県は、国と連携し、指定（地方）公共機関及び登録事業者に業務計画等を踏まえ、事業継続に向けた準備を行うよう促す。

(2) 遺体の火葬・安置

県は、国からの要請に基づき、市町に対し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等が確保できるよう準備を要請する。

2 市が行うこと

(1) 要援護者対策

市は、新型インフルエンザ等の発生後、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者へ連絡する。

(2) 遺体の火葬・安置

市は、国から県を通じて行われる、「火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保の準備を行う」旨の要請を受け対応をする。

市は、県の協力を得て、新型インフルエンザ等が全国的に流行して火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、遺体を一時的に安置するため、流行が予想される時期の季節等も勘案しながら、臨時遺体安置所を確保できるよう準備するものとする。併せて遺体の保存作業に必要となる人員等の確保についても準備を進める。

3 指定（地方）公共機関が行うこと

(1) 事業継続に向けた準備

指定（地方）公共機関等は、その業務計画を踏まえ、国及び県と連携し、事業継続に向けた準備等を行う。

4 登録事業者が行うこと

(1) 事業継続に向けた準備

登録事業者は、国の要請に基づき、事業継続に向けた必要な準備等を行う。

5 一般の事業者が行うこと

(1) 従業員の健康管理及び感染対策の実施

事業者は、国の要請に基づき、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を実施するための準備を行う。

第3節 国内発生早期

第1 想定状況等

想定状況	・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態 ・国内でも、都道府県によって状況が異なる場合がある。 《県内未発生期》 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態 《県内発生早期》 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態 ※海外で確認後、日本国内そして県内に感染が拡大していくとは限らず、日本国内、県内で初めて新型インフルエンザ等が確認される可能性もある。
対策の目標	1) 市内での感染拡大をできる限り抑える。 2) 患者に適切な医療を提供する。 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。
対策の考え方	1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、基本的対処方針に基づき、感染対策等を行う。国内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、「緊急事態宣言」が行われ、対象区域とともに公示され、積極的な感染対策等をとる。 2) 医療体制や感染対策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。 3) 国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、国から提供される国内外の情報を医療機関等に提供する。 4) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。 5) 国内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活・地域経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。 6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

第2 実施体制

1 県が行うこと

- ・県は、県内での発生が確認されたとき等は、本部員会議及び対策会議を開催し、県の対応状況等について確認するとともに、必要に応じて静岡県新型インフルエンザ等医療専門家

会議の意見を踏まえ、基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する。

- 必要があると認めるときは、県対策本部に方面本部を設置し、市町及び保健所等との連携の強化を図る。
- 県は、専門的調査支援のため、県内に政府現地対策本部が設置されたときは、受け入れ体制をとり、国による調査に協力する。

〔緊急事態宣言がされている場合〕

- 県内が区域として公示された場合は、緊急事態宣言に伴い変更された基本的対処方針に基づいた新型インフルエンザ等対策を実施する。

2 市が行うこと

(1) 市対策本部の設置

ア 市は、基本的対処方針に基づき、引き続き市対策本部を設置し、全庁的な体制を継続し新型インフルエンザ等対策を実施する。

〔緊急事態宣言がされた場合〕

イ 市は、直ちに市対策本部を設置する⁴⁸。

第3 サーベイランス・情報収集

1 県が行うこと

(1) 情報収集

県は、海外、国内での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、厚生労働省等を通じて必要な情報を収集する。

(2) サーベイランス

ア 県は、海外発生期に引き続き、国の指示に基づき、新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握を強化して実施する。

イ 県は、医療機関等に対して症状や治療等に関する有用な情報を迅速に提供する等のため、新型インフルエンザ等患者の臨床情報を収集し、国へ報告する。

ウ 県は、県内の発生状況をできる限りリアルタイムで把握して国に報告し、国が情報提供した全国の発生状況により、国及び保健所設置市と連携し、必要な対策を実施する。

(3) 調査研究

県は、発生した県内患者について、初期の段階には、国及び保健所設置市と連携して、積極的疫学調査を実施し、感染経路や感染力、潜伏期間等の情報を収集・分析する。

⁴⁸ 特措法第34条

2 市が行うこと

市は、インフルエンザの感染拡大を早期に探知するため、通常行われている集団風邪（インフルエンザ様疾患）の発生報告（学級・学校閉鎖等）を徹底するよう学校関係者等の協力を求め、県へ報告する。

3 医療機関が行うこと

医療機関は、国が示す届出基準に基づき、引き続き、新型インフルエンザ等患者（疑い患者を含む。）を診察した場合の届出を行う。

第4 情報提供・共有

1 県が行うこと

（1）情報提供

ア 県は、県民に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、県内の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。

イ 県は、特に、県民一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。

ウ 県は、県民からコールセンター等に寄せられる問い合わせ、市町や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、県民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。

（2）情報共有

県は、国が行う、市町及び関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の強化により、対策の方針の迅速な受信・伝達と、対策の現場の状況把握を行う。

（3）コールセンター等の体制充実・強化

県は、国が作成した、状況の変化に応じたQ&Aの改訂版を活用し、国の要請を受け、県のコールセンター等の体制を充実・強化する。

2 市が行うこと

（1）情報提供

ア 市は、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、本市対策本部の広報対策スタッフを中心として、県内外の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供を行

い、市民、来遊客、事業者及び報道機関に対して積極的な広報を継続する。

イ 市は、特に、市民一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、関係機関と連携し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。

ウ 市は、市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、市民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。

エ 情報が行き届きにくい高齢者及び障害者等の要援護者や外国人、来遊客等に対しては、それぞれの対象者ごとの特性に応じた内容、表現とすることに留意するとともに、以下の対応により確実に必要な情報が行き渡るよう留意する。

（ア）要介護や一人暮らし高齢者等に対しては、地域包括支援センターや介護保険サービス事業所等の関係機関と連携した周知を行うほか、特に支援が必要な者には、行政連絡委員又は民生委員児童委員等を通じ、きめ細かな情報提供を行い、支援が必要な場合の連絡先等の周知を図る。

（イ）障害者に対しては、障害者福祉団体及び障害福祉サービス事業所等を通じた周知を行う。また、特に支援が必要な者には民生委員児童委員等を通じ、きめ細かな情報提供を行い、支援が必要な場合の連絡先等の周知を図る。

（ウ）本市滞在中の外国人及び日本語を母国語としない本市在住の外国人に対しては、関係団体と連携し、情報提供を行う。

（エ）本市滞在中の来遊客に対しては、下田市観光協会及び旅行業界団体等と連携し、観光旅行者向けの広報物を観光案内所や、ホテル・旅館等に配布する。

（２）情報共有

市は、国、県、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と現場の状況把握及び報告を行なう。

（３）相談窓口等の体制充実・強化

市は、国が作成した、状況の変化に応じた Q&A の改訂版等を活用し、国の要請を受け、市の相談窓口等の体制を充実・強化する。

第５ まん延防止

１ 県が行うこと

（１）県内でのまん延防止対策

ア 県は、県内発生早期となった場合には、国及び保健所設置市と連携し、感染症法に基づき、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）などの措置を行う。

イ 県は、業界団体等を経由し、又は直接、住民、事業者等に対して次の要請を行う。

(ア) 住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。

(イ) 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。

(ウ) ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。

(エ) 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。

ウ 県は、国の要請を受け、関係機関と共に、病院、福祉施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における、感染対策を強化するよう要請する。

〔緊急事態宣言がされている場合〕

(2) 特措法第45条第1項によるまん延防止

県は、特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、まん延防止に効果があると考えられる区域（市町単位、県内の東部、中部、西部や生活圏ごとのブロック単位）とすることが考えられる。

(3) 特措法第45条第2項によるまん延防止

県は、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令（平成25年政令第122号）第11条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・地域経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。県は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

(4) 特措法第24条第9項等によるまん延防止

県は、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・地域経済の

混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。県は、特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

2 市が行うこと

(1) 市内でのまん延防止対策

ア 県では、国と連携し、感染症法に基づき、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）などの措置を行う。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

イ 市は、国及び県と連携して、業界団体等を経由し、又は直接、市民、事業者、福祉施設等に対して次の要請を行う。

(ア) 市民、事業者、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。

(イ) 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。

(ウ) ウイルスの病原性等の状況に応じて、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖・休校）を適切に実施するよう、学校の設置者に要請する。また、学校、保育施設等に通う患者は一定期間自宅待機（出席停止）とするよう、学校及び施設管理者に要請する。

(エ) 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。

ウ 市は、国及び県と連携して、病院、福祉施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。

第6 予防接種

1 県が行うこと

(1) 特定接種の実施予防接種

県は、国と連携して、職員の対象者に対して、本人の同意を得て、基本的に集団的な接種により、特定接種を行う。

(2) 住民接種

県は、市町において住民接種が開始されたときは、国の要請を受け、県民に対し、接種に関する情報提供を行うとともに接種の実施に当たり、国とともに連携する。

2 市が行うこと

(1) 特定接種の実施

市は、国の基本対応方針を踏まえ、国と連携して、本市職員の対象者に対して、本人の同意を得て、基本的に集団的な接種により、特定接種を行う。

(2) 住民接種

ア 住民接種の実施

パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期間を要するが、市は、供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項に規定する接種を開始するとともに、その接種に関する情報提供を開始する。

市は、接種の実施に当たり、国、県及び賀茂医師会等と連携して、学校など公的施設の活用や、医療機関に委託すること等により接種会場を確保しての集団接種や、医療機関での一斉接種（期間を定め集中的に接種）、個別接種、あるいはそれぞれの組み合わせ等、接種対象者に応じた接種を行う。

また、県へ接種に関する情報を提供するとともに、市民に対して情報提供を行う。

イ 住民接種の広報・相談

(ア) 市は、実施主体として、住民からの基本的な相談に応じる。

(イ) 病原性の高くない新型インフルエンザ等に対して行う予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種については、個人の意思に基づく接種であり、市としてはワクチン接種のための機会を確保するとともに、接種を勧奨し、必要な情報を積極的に提供する。

ウ 住民接種の有効性・安全性に係る調査

予防接種の実施主体である市は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。

〔緊急事態宣言がされている場合〕

(3) 住民接種

ア 住民接種の実施

市は、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

イ 住民接種の広報・相談

(ア) 病原性の高い新型インフルエンザ等に対して行う特措法第46条の規定に基づく住民に対する予防接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。

- a. 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
- b. ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
- c. ワクチンの安全性・有効性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
- d. 臨時接種、集団的接種など、通常実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。

(イ) 市は、これらを踏まえ、広報に当たっては、次のような点に留意する。

- a. 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝える。
 - b. ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝える。
 - c. 接種の時期、方法など、市民一人ひとりがどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝える。
- (ウ) 市は、実施主体として、具体的な接種スケジュールや接種の実施場所・方法、相談窓口等の連絡先等の周知を行う。

《参考》住民接種の実施の留意点

- 緊急事態宣言が行われている場合に特措法第46条の規定に基づいて実施する住民に対する予防接種又は、緊急事態宣言が行われていない場合に予防接種法第6条第3項に基づいて実施する接種（新臨時接種）両方の留意点について記載してある。
- (ア) 市町村は、接種の実施に当たり、国及び都道府県と連携して、保健所・市役所・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、当該市町村の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。
- (イ) 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、市は、接種会場における感染対策を図ることが必要である。
- (ウ) 基礎疾患を有し医療機関に通院中の医学的ハイリスク者に関しては、通院中の医療機関から発行された「優先接種対象者証明書」を持参した上で、集団的接種を実施する会場において接種することを原則とする。なお、実施主体である市の判断により、通院中の医療機関において接種すること考えられる。
- (エ) 医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、集団的接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行うことに留意する。
- (オ) ワクチンの大部分が10ml 等の大きな単位のバイアルで供給されることを踏まえ、通院する医療機関において接種する場合であっても、原則として集団的接種を行うため、原則として100 人以上を単位として接種体制を構築する。
- (カ) 1ml 等の小さな単位のバイアルの流通状況等によっては、医学的ハイリスク者に対し、通院中の医療機関において、必ずしも集団的接種によらず接種を行うことも考えられる。
- (キ) 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、又は当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考えられる。
- (ク) 社会福祉施設等に入所中の者については、基本的に当該社会福祉施設等において集団的接種を行う。

第7 医療等

1 県が行うこと

(1) 医療体制の整備

県は、国の要請を受け、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を、海外発生期に引き続き実施する。

県は、患者等が増加してきた段階においては、国の要請を受け、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行する。

(2) 患者への対応等

ア 県は、国と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施するが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。

イ 県は、国と連携し、必要と判断した場合に、環境衛生科学研究所において、新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査を行う。全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR検査等の確定検査は重症者等に限定して行う。

ウ 県は、国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。

(3) 医療機関等への情報提供

県は、引き続き、国の発信する新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

(4) 抗インフルエンザウイルス薬

県は、国内感染期に備え、国及び保健所設置市と連携し、引き続き、医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するように要請する。

(5) 医療機関・薬局における警戒活動

県警は、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。

2 医療機関が行うこと

(1) 医療の確保

医療機関は、海外発生期に引き続き、帰国者・接触者外来における診療体制を継続する。

〔緊急事態宣言がされている場合〕

(2) 医療の確保

医療機関は、業務計画で定めるところにより、医療を確保するために必要な措置を講ずる。

3 指定（地方）公共機関が行うこと

〔緊急事態宣言がされている場合〕

(1) 医薬品又は医療機器の製造販売等の確保

医薬品又は医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医薬品又は医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

第8 市民生活・地域経済の安定の確保

1 県が行うこと

(1) 指定（地方）公共機関、登録事業者の事業継続

県は、国と連携し、指定（地方）公共機関及び登録事業者に業務計画等を踏まえ事業継続に向けた準備を行うよう促す。

(2) 遺体の火葬・安置

県は、国からの要請に基づき、市町に対し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等が確保できるよう準備を要請する。

〔緊急事態宣言がされている場合〕

(3) 緊急物資の運送等

ア 県は、緊急の必要がある場合には、輸送事業者である指定（地方）公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。

イ 県は、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。

ウ 正当な理由がないにもかかわらず、ア、イの要請に応じないときは、県は、必要に応じ、指定（地方）公共機関に対して輸送又は配送を指示する。

(4) 物資の売渡しの要請等⁴⁹

ア 県は、対策の実施に必要な物資の確保に当たって、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請同意を得る。なお、当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既

⁴⁹ 特措法第55条

に他の都道府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用する。

イ 県は、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。

(5) 生活関連物資等の価格の安定等

県は、県民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う⁵⁰。また、必要に応じ、県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

(6) 水の安定供給

水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県は、当該事業を継続するため別に定める計画で定めるところにより、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(7) 犯罪の予防・取締り

県警は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。

2 市が行うこと

(1) 要援護者対策

ア 市は、計画に基づき、要援護者対策を実施する。

イ 市は、食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前に立てた計画に基づき、市民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配付等を行う。

ウ 新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、市は、国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。

(2) 遺体の火葬・安置

市は、県と連携して、確保した手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等を、域内における新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の手に渡るよう調整する。なお、非透過性納体袋については、病院又は遺体の搬送作業に従事する者に必要な数量を配布する。

市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場

⁵⁰ 特措法第59条

所を活用した遺体の保存を適切に行う。

(3) 事業者の対応

市は、市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を開始するよう要請する。

(4) 市民・事業者への呼びかけ

市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

(5) 風評被害対策

市は、観光関連業界への風評被害対策を検討するため、業界全体が参画する様々な既存の会議体による相互連携を調整し、業界団体、マスコミ、広告団体等と連携し、今後観光需要の回復期に向けた効果的な誘客事業の検討を進める。

〔緊急事態宣言がされている場合〕

(6) 水の安定供給

水道事業者である市は、当該事業を継続するために別に定める計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(7) 生活関連物資等の価格の安定等

市は、生活及び経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

(8) サービス水準の許容

市民は、まん延した段階において、サービス水準が相当程度低下する可能性があることを主旨とする国の呼びかけに応じる。

3 指定（地方）公共機関が行うこと

(1) 事業継続に向けた準備

指定（地方）公共機関は、その業務計画を踏まえ、国及び県と連携し、事業継続に向けた準備を行う。

〔緊急事態宣言がされている場合〕

(2) 業務の継続等

指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。

(3) 電気及びガスの安定供給

電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(4) 運送・通信・郵便の確保

運送事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、体制の確認、感染対策の実施等、旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。

電気通信事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、感染対策の実施、災害対策用設備の運用等、通信を確保するために必要な措置を講ずる。

郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の送達の確保、感染対策の実施等、郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講ずる。

(5) 緊急物資の運送等

ア 輸送事業者である指定（地方）公共機関は、国、県の要請・指示により、食料品等の緊急物資を輸送する。

イ 医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関は、国、県の要請・指示により、医薬品又は医療機器を配送する。

4 登録事業者が行うこと

(1) 事業継続に向けた準備

事業継続に向けた必要な準備等を行う。

〔緊急事態宣言がされている場合〕

(2) 業務の継続等

登録事業者は、医療の提供並びに市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。

5 一般の事業者が行うこと

(1) 従業員の健康管理及び感染対策の実施

事業者は、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を講じる。

(2) 食料品、生活関連物資等の価格高騰等の防止

事業者は、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように対応する。

第4節 国内感染期

第1 想定状況等

想定状況	・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。 ・国内でも、都道府県によって状況が異なる場合がある。 《県内未発生期》 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態 《県内発生早期》 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態 《県内感染期》 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）。
対策の目標	1) 医療体制を維持する。 2) 健康被害を最小限に抑える。 3) 市民生活及び地域経済への影響を最小限に抑える。
対策の考え方	1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。 2) 地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、都道府県ごとに実施すべき対策の判断を行う。 3) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負担を軽減する。 5) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。 6) 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・地域経済の影響を最大限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。 7) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負担を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。 8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

第2 実施体制

1 県が行うこと

- ・ 県は、本部員会議及び対策会議を開催し、県の対応状況等について確認するとともに、必要に応じて、静岡県新型インフルエンザ等専門家会議の意見を踏まえ、基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する。

〔緊急事態宣言がされている場合〕

- ・ 県内が区域として公示された場合は、緊急事態宣言に伴い変更された基本的対処方針に基づいた新型インフルエンザ等対策を実施する。
- ・ 新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことが出来なくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の都道府県による代行、応援等の措置の活用を行う。
- ・ 市町において、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことが出来なくなった場合においては、特措法の規定に基づく代行、応援等の措置を行う。

2 市が行うこと

- ・ 市は、基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する。
- ・ 市は、引き続き市対策本部を設置し、全庁的な体制を継続する。

〔緊急事態宣言がされている場合〕

上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を講じる。

- ・ 市は、緊急事態宣言がされたときは、直ちに市対策本部を設置する⁵¹。
- ・ 市は、国において基本的対処方針等諮問委員会での意見聴取を経て、本市を区域とする緊急事態宣言が行われた場合、直ちに市対策本部において対応方針を決定する。
- ・ 新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことが出来なくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。

第3 サーベイランス・情報収集

1 県が行うこと

(1) 情報収集

県は、国・海外での新型インフルエンザ等の発生状況、各国の対応について、引き続き厚生労働省等を通じて必要な情報を収集する。

(2) サーベイランス

全国規模での患者数が数百人程度に増加した段階で、国がサーベイランスの変更をしたときは、県は、新型インフルエンザ等患者の全数把握については継続を検討し、また、学

⁵¹ 特措法第34条

校等における集団発生の把握については通常のサーベイランスに戻す。

《県内未発生期、県内発生早期における対応》

県は、国内発生早期に引き続き、国の指示に基づき、新型インフルエンザ等患者の全数把握を行う。

《県内感染期における対応》

県は、国の指示を受け、新型インフルエンザ等患者の全数把握は中止し、通常のサーベイランスを行う。

県は、国から情報提供される国内の発生状況に対し、国と連携し、必要な対策を実施する。

(3) 調査研究

県は、国の要請に応じて、国が感染経路や感染力、潜伏期間等の情報を収集・分析するため、新型インフルエンザ迅速診断キットの有効性や、特に重症者の症状・治療法と転帰等、対策に必要な情報を国へ提供する。

2 市が行うこと

市は、インフルエンザの感染拡大を早期に探知するため、通常行われている集団風邪（インフルエンザ様疾患）の発生報告（学級・学校閉鎖等）を徹底するよう学校関係者等の協力を求め、県へ報告する。

3 医療機関が行うこと

医療機関は、引き続き、国が示す届出基準に基づき、新型インフルエンザ等患者（疑い患者を含む。）を診察した場合の届出を行う。

第4 情報提供・共有

1 県が行うこと

(1) 情報提供

ア 県は、引き続き、県民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、県内外の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。

イ 県は、引き続き、県民一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。

ウ 県は、引き続き、県民からコールセンター等に寄せられる問い合わせや市町や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、県民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。

(2) 情報共有

県は、市町や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針を伝達するとともに、流行や対策の状況を的確に把握する。

(3) コールセンター等の継続

県は、国が作成した、状況の変化に応じたQ&Aの改訂版を活用し、国の要請を受け、コールセンター等を継続する。

2 市が行うこと

(1) 情報提供

ア 市は、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、本市対策本部の広報対策スタッフを中心として、国内外の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供を行い、市民、来遊客、事業者及び報道機関に対して積極的な広報を継続する。

イ 市は、引き続き、特に、市民一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、本市の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。

ウ 市は、引き続き、市民からの問い合わせを集約し、必要に応じて国、県等へ報告するとともに、市民が必要とする情報を精査して、次の情報提供に反映する。

エ 市は、市行政連絡委員、いきいきサポーター等を通じた広報物の配布等や、情報が行き届きにくい高齢者及び障害者等の要援護者や外国人、来遊客等に対しても確実に必要な情報が行き渡るようきめ細やかな情報提供を行う。

オ 市は、市民や来遊客等に過度の不安を与えないよう、季節性インフルエンザとの比較等により、ウイルスの特性やリスクの度合いに応じた、わかりやすく正確な情報提供を行う。

カ 市は、新型インフルエンザ等患者の発生に関し、個別対応から集団対策に移行することに合わせ、大規模集団発生や患者の症状が重篤な場合等特殊な事象が発生した場合のみ、個人情報に十分留意したうえで、広報や記者会見を行う。

(2) 情報共有

市は、国、県、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と現場の状況把握及び報告を行う。

(3) 相談窓口等の体制充実・強化

市は、国が作成した、状況の変化に応じた Q&A の改訂版を活用し、国の要請を受け、市の相談窓口等の体制を充実・強化する。

第5 まん延防止

1 県が行うこと

(1) 県内でのまん延防止対策

ア 県は、業界団体等を経由し、又は直接、住民、事業者等に対して次の要請を行う。

- ・住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
- ・事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。
- ・ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業⁵²（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校設置者に要請する。
- ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。

イ 県は、国の要請を受け、関係機関とともに、病院、福祉施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化する。

ウ 県は、国と連携し、県内感染期となった場合は、患者の治療を優先するため、患者との濃厚接触者（同居者を除く。）への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう医療機関に対し要請する。なお、患者の同居者に対する予防投与については、その期待される効果を評価したうえで継続の有無を国が決定する。

エ 県は、県内感染期となった場合は、患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）は中止する。

〔緊急事態宣言がされている場合〕

※患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、市は、基本的対処方針に基づき、必要に応じた措置を講じる。

(2) 特措法第45条第1項によるまん延防止

県は、特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。

(3) 特措法第45条第2項によるまん延防止

県は、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健

⁵² 感染が拡大するにつれて感染拡大防止の効果は低下することから、状況に応じて対策を緩和することもある。

康の保護、県民生活・地域経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。県は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

(4) 特措法第24条第9項等によるまん延防止

県は、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型コロナウイルス等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・地域経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。県は、特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

2 市が行うこと

(1) 市内でのまん延防止対策

ア 市は、国及び県と連携して、業界団体等を経由し、又は直接、市民、事業者、福祉施設等に対して次の要請を行う。

(ア) 市民、事業者、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。

(イ) 市は、国及び県と連携して、事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。

(ウ) 市は、県がウイルスの病原性等の状況に応じて、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖・休校）を市内の学校に要請した場合、又は市内の学校、保育施設等に通う患者は一定期間自宅待機（出席停止）とするよう、学校及び施設管理者に要請した場合には、情報を速やかに収集する。

(エ) 市は、県と連携して、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。

イ 市は、国及び県と連携して、病院、福祉施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう引き続き要請する。

〔緊急事態宣言がされている場合〕

緊急事態宣言がされている場合には、県が必要に応じて行う措置を踏まえ、以下の対策を講じる。

(2) 外出自粛の要請に係る周知

県が、本市との平時からの調整を踏まえて、本市の区域を対象として特措法第45条第1項に基づく住民に対する外出自粛の要請を行う場合には、本市は、市民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図る。

(3) 施設の使用制限の要請に係る周知

県が、市との平時からの調整を踏まえて、特措法第45条第2項に基づく学校、保育所等に対する施設の使用制限の要請を行う場合には、市は、関係団体等と連携して、迅速に周知徹底を図る。

第6 予防接種

1 県が行うこと

(1) 予防接種

ア 特定接種の実施

県は、国と連携して、職員の対象者に対して、本人の同意を得て、基本的に集団的な接種により行う特定接種を進める。

イ 住民接種

県は、市町において住民接種が開始されたときは、国の要請を受け、市民に対し、接種に関する情報提供を行うとともに接種の実施に当たり、国とともに連携する。

2 市が行うこと

(1) 住民接種

市は、国内発生早期の対策を継続する。

ア 住民接種の実施

市は緊急事態宣言がされていない場合においては、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

イ 住民接種の有効性・安全性に係る調査

予防接種の実施主体である市は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を市内の医療機関に配布する。

〔緊急事態宣言がされている場合〕

(2) 臨時の予防接種

市は、国内発生早期の対策を継続し、住民接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

3 登録事業者が行うこと

(1) 予防接種

ア 特定接種の実施

登録事業者は、国の指示のもと、接種対象者に対して、本人の同意を得て、集団的な接種を行うことを基本として、特定接種を行う。

第7 医療等

1 県が行うこと

(1) 患者への対応等

《県内未発生期、県内発生早期における対応》

県は、国の要請を受け、引き続き、帰国者・接触者外来における診療、患者の入院措置等を実施する。必要が生じた際には、感染症法に基づく入院措置を中止し、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に変更する。

《県内感染期における対応》

ア 県は、国の要請を受け、帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関でも新型インフルエンザ等の患者の診療を行う体制に変更する。

イ 県は、国の要請を受け、入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。

ウ 県は、国の要請を受け、在宅で療養する患者に対する処方箋の発行等について、国が示す対応方針を周知する。

エ 県は、国の要請を受け、医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるように調整する。

(2) 医療機関等への情報提供

県は、引き続き国が発信する、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

(3) 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用

県は、国が行う抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握に協力する。また、県内の抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を調査し、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかどうかを確認するとともに、不足などあれば国備蓄分の配分を国に依頼する。

(4) 医療機関・薬局における警戒活動

県警は、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。

〔緊急事態宣言がされている場合〕

(5) 定員超過入院及び臨時の医療施設の設置

県は、国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院⁵³等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し⁵⁴、医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

2 市が行うこと

市は、国及び県と連携し、関係機関・団体等の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）の対応を行う。

3 医療機関が行うこと

(1) 医療の確保

《県内未発生期、県内発生早期における対応》

医療機関は、海外発生期に引き続き、帰国者・接触者外来における診療体制を継続する。

《県内感染期における対応》

新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として、一般の医療機関は、新型インフルエンザ等の患者の診療を行う。

⁵³ 医療法施行規則第10条

⁵⁴ 特措法第48条第1項及び第2項（保健所設置市及び特別区以外の市町も状況によっては設置する。）

〔緊急事態宣言がされている場合〕

(2) 医療の確保

医療機関は、業務計画で定めるところにより、医療を確保するために必要な措置を講ずる。

4 指定（地方）公共機関が行うこと

〔緊急事態宣言がされている場合〕

(1) 医薬品又は医療機器の製造販売等の確保

医薬品又は医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医薬品又は医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

第8 市民生活・地域経済の安定の確保

1 県が行うこと

(1) 指定（地方）公共機関、登録事業者の事業継続

県は、国と連携し、指定（地方）公共機関及び登録事業者に業務計画等を踏まえ、事業継続に向けた準備を行うよう促す。

〔緊急事態宣言がされている場合〕

(2) 緊急物資の運送等

ア 県は、緊急の必要がある場合には、輸送事業者である指定（地方）公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。

イ 県は、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。

ウ 正当な理由がないにもかかわらず、ア・イの要請に応じないときは、県は、必要に応じ、指定（地方）公共機関に対して輸送又は配送を指示する。

(3) 物資の売渡しの要請等⁵⁵

ア 県は、対策の実施に必要な物資の確保に当たって、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請同意を得る。なお、当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用する。

イ 県は、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。

⁵⁵ 特措法第55条

(4) 生活関連物資等の価格の安定等

ア 県は、県民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う⁵⁶。

イ 県は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、県民への迅速かつ適切な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

ウ 県は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、適切な措置を講ずる。

(5) 水の安定供給

水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県は、当該事業を継続するために別に定める計画で定めるところにより、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(6) 犯罪の予防・取締り

県警は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪防止をするため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。

(7) 埋葬・火葬の特例等⁵⁷

ア 県は、国の要請に基づき、市町に対し、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう、要請する。

イ 県は、国の要請に基づき、市町に対し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう要請する。

ウ 県は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等関連する情報を広域的かつ速やかに収集するとともに、広域火葬の円滑な実施を進める。

2 市が行うこと

(1) 要援護者対策

市は、新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。

市は、引き続き食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前に立てた計画に基づき、住民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配付等

⁵⁶ 特措法第 59 条

⁵⁷ 特措法第 56 条

を行う。

(2) 遺体の火葬・安置

ア 市は、引き続き遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。

イ 市は、県が遺体の搬送及び火葬作業に当たる者の感染防止のために必要となる手袋、不織布製マスク等の物資の確保を行う際に連携する。

ウ 市は、県と連携し、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、市内で火葬を行うことが困難と判断されるときは、近隣の市町及び県に対して広域火葬の応援・協力を要請し、広域的な火葬体制を確保するとともに、遺体の搬送の手配等を実施する。

エ 死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、県の協力を得て、遺体を一時的に安置するため、臨時遺体安置所を直ちに確保するものとする。市は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。

オ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、市は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。

(3) 事業者の対応

市は、市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を開始するよう要請する。

(4) 市民・事業者への呼びかけ

市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように要請する。

(5) 経済対策

市は、新型インフルエンザ等のまん延及び風評被害等により、経営に影響を受けた中小企業等の事業者を支援するため、経営相談窓口を設置するとともに、緊急融資の実施について検討を進める。

〔緊急事態宣言がされている場合〕

上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

(6) 水の安定供給

水道事業者である市は、当該事業を継続するために別に定める計画で定めるところに

より、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(7) 生活関連物資等の価格の安定等

ア 市は、市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

イ 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ適切な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

ウ 市は、生活関連物資等の価格の高騰若しくは供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）、物価統制令（昭和21年勅令第118号）その他法令で定めるところにより適切な措置を講じる。また、市行動計画で定めるところにより、市民等への適切な周知等に努める。

(8) サービス水準に係る市民への呼びかけ

市は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、市民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

(9) 要援護者への生活支援

ア 市は、地域包括支援センター、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、自治会等に対して、支援を必要とする在宅の要援護者を把握するよう努め、本市及び医療機関、福祉サービス事業所に相談、連絡することにより、介護、訪問診療、食事の提供等の生活支援につなげていくよう要請する。

イ 市は、要援護者の医療機関への搬送、死亡時の対応や、緊急を要する食事の提供及び生活必需品の配達等を直接実施するなど、県と連携して、要援護者の生活支援に係る総合調整を行う。

ウ 市は、特措法第45条第2項に基づく、保育所の使用制限の要請が実施された場合、企業及び事業所等に対し、保護者の休暇取得に配慮するよう要請する。また、勤務等の都合により止むを得ず休暇を取得できない保護者の保育所入所児童及び学童については、県との平時からの調整に基づき、状況によっては、一部の保育所の例外的な開所等必要な対応を行う。

エ 市は、特措法第45条第2項に基づく、老人福祉施設及び障害者福祉施設等の社会福祉施設（通所及び短期入所系サービスに限る。）の使用制限の要請が実施された場合、施設のサービス利用者が訪問介護等の代替サービスを受けられるよう、関係団体等と調整を行う。

(10) 埋葬・火葬の特例等⁵⁸

- ア 市は、国から県を通じて行われる、伊豆斎場組合の管理者に可能な限り火葬炉を稼働させる旨の要請を受け、対応する。
- イ 市は、国から県を通じて行われる、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合に、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する旨の要請を受け、対応する。
- ウ 市は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。

3 指定（地方）公共機関が行うこと

(1) 事業継続に向けた準備

指定（地方）公共機関は、その業務計画を踏まえ、国及び県と連携し、事業継続に向けた準備を行う。

〔緊急事態宣言がされている場合〕

(2) 業務の継続等

- ア 指定（地方）公共機関は、事業を継続する。
- イ 指定（地方）公共機関は、国による、事業の継続の状況や新型インフルエンザ等の従業員のり患状況等の確認に応じる。

(3) 電気及びガスの安定供給

電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(4) 運送・通信・郵便の確保

運送事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、体制の確認、感染対策の実施等旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。

電気通信事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、感染対策の実施、災害対策用設備の運用等、通信を確保するために必要な措置を講ずる。

郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の送達の確保、感染対策の実施等、郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講ずる。

⁵⁸ 特措法第 56 条

(5) 緊急物資の運送等

- ア 輸送事業者である指定（地方）公共機関は、国、県の要請・指示により、食料品等の緊急物資を輸送する。
- イ 医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関は、国、県の要請・指示により、医薬品又は医療機器を配送する。

4 登録事業者が行うこと

(1) 事業継続に向けた準備

事業継続に向けた必要な準備等を行う。

〔緊急事態宣言がされている場合〕

(2) 業務の継続等

- ア 登録事業者は、特定接種の実施状況に応じ、事業の継続を行う。
- イ 登録事業者は、国による、事業の継続の状況や新型インフルエンザ等の従業員のり患状況等の確認に応じる。

5 一般の事業者が行うこと

(1) 従業員の健康管理及び感染対策の実施

事業者は、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を講じる。

(2) 食料品、生活関連物資等の価格高騰等の防止

事業者は、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように対応する。

6 県民が行うこと

(1) 消費者としての適切な行動

県民は、国の呼びかけに応じ、食料品、生活必需品等の購入に当たって、消費者として、適切な対応をとる。

〔緊急事態宣言がされている場合〕

(2) サービス水準の許容

県民は、まん延した段階において、サービス水準が相当程度低下する可能性があることを主旨とする国の呼びかけに応じる。

第5節 小康期

第1 想定状況等

想定状況	・新型インフルエンザ等患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態 ・大流行はいったん終息している状況 ※今後、流行が再燃（流行の次波が再来）する可能性と、結果的にそのまま流行が終息する可能性がある。 ・国は、緊急事態措置の必要がなくなった場合は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示）⁵⁹を行う。
対策の目標	1）市民生活・地域経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
対策の考え方	1）第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 2）第一波の終息及び第二波の発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。 3）情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 4）第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

第2 実施体制

1 県が行うこと

- ・県は、本部員会議及び対策会議を開催し、県の対応状況等について確認するとともに、必要に応じて、静岡県新型インフルエンザ等専門家会議の意見を踏まえ、基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する。
- ・県は、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、行動計画、マニュアル等の見直しを行う。
- ・県は、政府対策本部が廃止されたときは、遅滞なく県対策本部を廃止する⁶⁰。県対策本部の廃止後は、各部局において必要な対策を行うとともに危機管理連絡調整会議等により、情報共有等を行う。

2 市が行うこと

- ・市は、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、有識者等の意見を踏まえ、必要に応じ、市行動計画等の見直しを行う。
- ・市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がされたときは、遅滞なく市対策本部を廃

⁵⁹ 特措法第32条第5項、小康期に限らず、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言を行う。

⁶⁰ 特措法第25条

止する⁶¹。

第3 サーベイランス・情報収集

1 県が行うこと

(1) 情報収集

県は、国・海外での新型インフルエンザ等の発生状況、各国の対応について、引き続き厚生労働省等を通じて必要な情報を収集する。

(2) サーベイランス

ア 県は、通常のサーベイランスを継続する。

イ 県は、再流行を早期に探知するため、国が行う学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握の強化に協力する。

2 市が行うこと

市は、インフルエンザの感染拡大を早期に探知するため、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を調査し、県へ報告する。

第4 情報提供・共有

1 県が行うこと

(1) 情報提供

ア 県は、引き続き、県民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。

イ 県は、県民からコールセンター等に寄せられた問い合わせ、市町や関係機関等から寄せられた情報等を取りまとめ、情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。

(2) 情報共有

県は、市町や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を伝達し、現場での状況を把握する。

(3) コールセンター等の体制の縮小

県は、国の要請を受け、状況を見ながら、コールセンター等の体制を縮小する。

2 市が行うこと

(1) 相談窓口等の縮小

市は、国及び県の要請を受け、状況を見ながら、相談窓口等の体制を縮小する。

⁶¹ 特措法第37条で準用する特措法第25条

第5 予防接種

1 県が行うこと

〔緊急事態宣言がされている場合〕

(1) 住民接種の実施

県は、必要に応じ、流行の第二波に備え、市町が行う特措法第46条に基づく住民接種の実施について国とともに連携する。

2 市が行うこと

(1) 住民接種の実施

市は、流行の第二波に備え、緊急事態宣言がされていない場合においては、予防接種法第6条第3項に基づく接種を進める。

(2) 住民接種の有効性・安全性に係る調査

予防接種の実施主体である市町村は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を市内の医療機関に配布する。

〔緊急事態宣言がされている場合〕

上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

(3) 住民接種の実施

市は、国及び県と連携し、必要に応じ、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を進める。

第6 医療等

1 県が行うこと

(1) 医療体制

県は、国と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。

(2) 抗インフルエンザウイルス薬

ア 県は、国が定めた適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針を医療機関に対し周知する。

イ 県は、流行の第二波に備え、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。

〔緊急事態宣言がされている場合〕

(3) 措置の縮小・中止

県は、必要に応じ、国内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。

2 市が行うこと

市は、国及び県と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の体制に戻す。

3 医療機関が行うこと

(1) 医療体制

医療機関は、県、保健所設置市と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。

〔緊急事態宣言がされている場合〕

(2) 措置の縮小・中止

県は、必要に応じ、国内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。

4 指定（地方）公共機関が行うこと

〔緊急事態宣言がされている場合〕

(1) 医薬品又は医療機器の製造販売等の確保

県は、必要に応じ、国内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。

第7 市民生活・地域経済の安定の確保

1 県が行うこと

(1) 緊急事態措置の縮小・中止

県は、国、市町、指定（地方）公共機関と連携し、国内の状況等を踏まえ、緊急事態措置の合理性が認められなくなった場合は、緊急事態措置を縮小・中止する。

2 市が行うこと

(1) 要援護者対策

市は、新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。

(2) 市民・事業者への呼びかけ

市は、必要に応じ、引き続き、市民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たって

の消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように要請する。

(3) 風評被害対策

市は、状況を踏まえ、本市内への旅行が安全であることを発信するために「安全宣言」を行い、広くPRするとともに、観光関連業界等と連携し、観光需要の早期回復に向けた効果的な誘客事業を実施する。

(4) 経済対策

市は、新型インフルエンザ等のまん延及び風評被害等により、経営に影響を受けた中小企業等の事業者を支援するため、経営相談窓口を設置するとともに、緊急融資の実施について検討する。

(5) 緊急事態措置の縮小・中止

市町は、国、県、指定（地方）公共機関と連携し、国内の状況等を踏まえ、緊急事態措置の合理性が認められなくなった場合は、緊急事態措置を縮小・中止する。

3 指定（地方）公共機関が行うこと

〔緊急事態宣言がされている場合〕

(1) 業務の再開

指定（地方）公共機関は、国による、被害状況等の確認に応じるとともに、流行の第二派に備え、事業を継続する準備を行う。

(2) 緊急事態措置の縮小・中止

指定（地方）公共機関は、国、県、市町と連携し、国内の状況等を踏まえ、緊急事態措置の合理性が認められなくなった場合は、緊急事態措置を縮小・中止する。

4 登録事業者が行うこと

〔緊急事態宣言がされている場合〕

(1) 業務の再開

登録事業者は、国による、被害状況等の確認に応じるとともに、流行の第二派に備え、事業を継続する準備を行う。

5 一般の事業者が行うこと

(1) 食料品、生活関連物資等の価格高騰等の防止

事業者は、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜し

みが生じないよう対応する。

〔緊急事態宣言がされている場合〕

(2) 業務の再開

事業者は、国の周知に基づき、地域の感染動向を踏まえながら、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開する。

6 市民が行うこと

(1) 消費者としての適切な行動

市民は、食料品、生活必需品等の購入に当たって、消費者として、適切に行動する。

国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

第1 実施体制

市は、国内外において鳥インフルエンザが人に感染し発症が認められた場合には、県と連携し、情報の集約・共有を行い、必要に応じ、庁内関係課や関係機関の会議を開催し、国及び県の各種通知に基づき対策を協議、実施する。

- ・これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多くみられている。
- ・人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はないが、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておく。

第2 サーベイランス・情報収集

(1) 情報収集

市は、鳥インフルエンザに関する国内外の情報を収集する。

(2) 鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス

鳥インフルエンザの人への感染について、医師からの届出により全数を把握する。

第3 情報提供・共有

- (1) 市は、市内で家禽等に高病原性鳥インフルエンザが発生した場合や鳥インフルエンザの人への感染が確認された場合、県と連携し、発生状況及び対策について、積極的な情報提供を行う。

- (2) 市は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合には、海外における発生状況、関係省庁における対応状況等について、市民に積極的な情報提供を行う。

第4 予防・まん延防止

(1) 人への鳥インフルエンザの感染防止策

ア 水際対策

市は、検疫所から、検疫法（昭和26年法律第201号）に基づく県知事への健康監視の通知等があった場合には、これに協力するための情報収集を行う。

イ 市で鳥インフルエンザが人に感染した場合の対応

- (ア) 市は、厚生労働省等に対し、必要に応じて、疫学、臨床等の専門家チームの派遣を要請する。

- (イ) 市は、疫学調査や接触者への対応（抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、自宅待機の依頼、有症時の対応指導等）、死亡例が出た場合の対応（感染防止の徹底

等）等を実施する。

ウ 家禽等への防疫対策

市は、鳥インフルエンザの人への感染を防止する観点から、新型インフルエンザへの変異を起こす可能性がある高病原性鳥インフルエンザの家禽類での発生を予防するため、次の対策を実施する。

（ア）県が実施する家禽の所有者への指導や発生時に備えた準備に協力する。

（イ）市内で家禽類おける鳥インフルエンザが発生した場合、県が実施する具体的な防疫措置に協力する。

第5 医療

（１）市において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合

市は、感染が疑われる患者に対し、国及び県と連携し、迅速かつ確実な診断を得られるよう努める。

（２）海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合

ア 市は、海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）の情報について、国に情報提供するよう医療機関等に周知する。

イ 市は、発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について医療機関等に周知する。